

文 教 委 員 会 会 議 記 録

文教委員会副委員長 高橋 こうすけ

1 日時

令和6年10月8日（火）

午前10時2分～午後5時12分

（休憩 午前11時2分～午前11時4分、午後0時6分～午後1時、
午後1時13分～午後1時27分、午後3時35分～午後3時52分、
午後3時57分～午後4時）

2 場所

第3委員会室

3 出席委員

上原康樹委員長、高橋こうすけ副委員長、関根敏伸委員、小西和子委員、
岩崎友一委員、川村伸浩委員、工藤大輔委員、飯澤匡委員、斉藤信委員、
小林正信委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

堀合担当書記、佐々木担当書記、久保併任書記、高橋併任書記

6 説明のために出席した者

（1）文化スポーツ部

小原文化スポーツ部長、新沼副部長兼文化スポーツ企画室長、
柏葉文化スポーツ企画室企画課長、和田文化振興課総括課長、
鈴木スポーツ振興課総括課長、三ヶ田スポーツ振興課特命参事

（2）教育委員会

佐藤教育長、菊池教育局長兼首席服務管理監、坂本教育次長兼学校教育室長、
武蔵教育企画室長、黒澤教育企画推進監兼服務管理監、
古川教育企画室予算財務課長、佐々木教育企画室学校施設課長、
伊藤学校教育室学校教育企画監、武藤学校教育室首席指導主事兼義務教育課長、
中村学校教育室首席指導主事兼高校教育課長、西川学校教育室高校改革課長
多田学校教育室首席指導主事兼産業・復興教育課長、
最上学校教育室首席指導主事兼特別支援教育課長、
千田学校教育室首席指導主事兼生徒指導課長、
大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監、

佐藤教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長兼服務管理監、
駒込教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長兼服務管理監、
中村保健体育課首席指導主事兼総括課長、
小澤生涯学習文化財課首席社会教育主事兼総括課長、
佐藤生涯学習文化財課首席指導主事兼社会教育主事補兼文化財課長

(3) ふるさと振興部

松本理事兼副部長兼ふるさと振興企画室長、安齊学事振興課総括課長

7 一般傍聴者

11人

8 会議に付した事件

(1) 文化スポーツ部関係審査

(議案)

議案第2号 令和6年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

第1条第2項第1表中

歳出 第2款 総務費

第8項 文化スポーツ費

(2) 教育委員会関係審査

(議案)

ア 議案第2号 令和6年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第4項 高等学校費

イ 議案第14号 岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例

ウ 議案第17号 岩手県立盛岡地区統合新設校体育館新築(建築)工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

エ 議案第18号 岩手県立二戸地区特別支援学校(仮称)校舎新築ほか(建築)工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

(請願陳情)

ア 受理番号第33号 小中学校の学校給食費無償化を求める請願

イ 受理番号第34号 岩手県立西和賀高等学校の令和7年度生徒募集についての請願

ウ 受理番号第35号 盛岡一高バレーボール部に関わる調査検証委員会設置についての請願

(3) ふるさと振興部関係審査

(議案)

議案第2号 令和6年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第9項 私立学校費

9 議事の内容

○上原康樹委員長 ただいまから文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、文化スポーツ部関係の議案の審査を行います。議案第2号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第2款総務費第8項文化スポーツ費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○新沼副部長兼文化スポーツ企画室長 議案第2号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第4号）のうち、文化スポーツ部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その2）の8ページをごらん願います。2款総務費7億4,251万5,000円の増額補正のうち、8項文化スポーツ費653万6,000円の増額補正であります。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、事業ごとの金額の読み上げは省略し、主な事業の内容について御説明をさせていただきますので、御了承願います。

それでは、32ページをごらん願います。2款総務費、8項文化スポーツ費、2目文化振興費であります。右側説明欄の一つ目、公会堂管理運営費は、岩手県公会堂のトイレ配管の修繕を実施するために要する経費について補正しようとするものであります。

次の公会堂施設整備費は、公会堂の屋内消火栓ポンプの交換工事等を実施するために要する経費について補正しようとするものであります。

次に、3目スポーツ振興費であります。同じく右側説明欄のスポーツ施設設備整備費は、県営運動公園スポーツクライミング競技場に必要な備品を整備するために要する経費について補正しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○上原康樹委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 岩手県公会堂のトイレの改修ですけれども、現状がどうなっていて、どういうトイレに改修するのか。バリアフリーのトイレもシャワートイレもあるのかを含めて示してください。

○和田文化振興課総括課長 公会堂のトイレについてでございます。公会堂には、今24個のトイレを設置しております。男女合わせて、多機能トイレも含めて24個となっております。これまで24個のうち、平成6年度、それから平成21年度に改修工事を進めてきておりまして、今回、改修をしていなかった6基の男子トイレの小便器を改修するというものであります。バリアフリーというところだと、どうしても段差というものが構造上全て

なくすことができないところではございますけれども、これまでに個室トイレの洋式化を図る工事をしているところでございます。

○**斉藤信委員** 多目的トイレでバリアフリーのトイレはあるのですね。これは、県庁側西口玄関横ですね。今まで整備が大変遅れていたということかと思います。

それと、スポーツ施設整備費で、スポーツクライミング競技場において改修工事と備品購入ということでもありますけれども、何をどう改修するのか、その財源は何か示してください。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** スポーツクライミング競技場の備品購入等についてでございますが、ことし4月からスポーツクライミング競技場のネーミングライツの契約を締結しております。そのネーミングライツの対価の契約料の一部を活用しまして、大会運営、あとは利用者の利便に資するように、テント、スポーツベンチ等を二つずつ整備しようとするものでございます。

○**上原康樹委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**上原康樹委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**上原康樹委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**上原康樹委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって文化スポーツ部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○**斉藤信委員** 3点お聞きしたいと思います。

一つは、地域スポーツ活動体制整備事業について、この間のモデル事業の実績、成果、明らかになった課題は何でしょうか。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** モデル事業の実績と課題等についてでございますが、令和3年度は県教育委員会におきまして、岩手町と葛巻町のそれぞれの教育委員会が運営主体となるモデル事業を実施し、令和4年度は令和3年度にモデル事業を実施しました2町に加え、大船渡市スポーツ協会が運営主体となり、大船渡市市内の中学校の五つの部活動を対象としましたモデル事業を実施しております。令和5年度は、盛岡市、宮古市、大船渡市、西和賀町、九戸村の計5市町村でモデル事業を実施しております。これらのモデル事業によりまして、各市町村においてそれぞれの地域の実情に合わせまして受け入れ態勢等を整備しまして、地域移行に具体的にに取り組むことができたかと捉えております。

一方、モデル事業の実施に当たりまして、地域スポーツ団体の整備充実、持続的な活動を続けるための指導者の確保、練習場所の確保、新たな費用や試合会場等への送迎の負担の増、そういった負担増に対する保護者の十分な理解などの課題が挙げられているところでございます。

これらの課題を整理しながら、地域の実情に応じた地域移行を円滑に進める必要があると考えております。

○齊藤信委員 今回の説明だと、今まで部活動の地域移行を実施した市町村は、7市町村ということになりますか。今までのモデル事業に継続して実施されているのか、モデル事業で終わっているのか示してください。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 モデル事業を実施しました岩手町、葛巻町、九戸村につきましては、モデル事業を終えて、それぞれの町村で地域移行の取り組みを継続しておりますので、モデル事業の取り組みを踏まえて、それぞれ地域移行に取り組んでいるものと認識しております。

○齊藤信委員 今回の答弁では、岩手町、葛巻町、九戸村は継続して取り組んでいるということです。その他の市町村についてはどうですか。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 その他のモデル事業を実施した市町村につきましては、引き続きモデル事業で地域移行について取り組んでおりますし、そのほかにモデル事業を経ずに取り組んでいる団体もございます。一関市、花巻市につきましては、モデル事業を実施せずに、それぞれの市町村が独自に取り組んでいるところでございます。

○齊藤信委員 そうすると、岩手町、葛巻町、九戸村は、モデル事業が終わって継続してやっている。一関市と花巻市は、モデル事業がなかったけれども、独自に取り組んでいるということです。実際に継続し、独自に取り組んでいるところの内容と特徴を示してください。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 現在取り組んでおります盛岡市につきましては、成果としてはスポーツリーダーバンク等を活用しまして、指導者の確保、複数の学校で合同地域クラブ活動の形ができたと聞いております。

それから、宮古市につきましては、関係団体との意見交換、専門的な知識を有する指導者による指導ができたと確認しております。

大船渡市につきましては、学校関係者とか指導者、スポーツ担当部署との情報共有ができるとともに、宮古市と同じように専門的な知識を有する指導者による指導ができたと認識しております。

それから、西和賀町につきましては、地域移行の検討委員会を設立、開催、情報交換したり、学校や地域クラブと連携するコーディネーターを設置した実績がございます。

九戸村につきましても、検討委員会を設置するとともに、関係者のモデル事業の理解とか協力が得られたと確認しているところでございます。

○齊藤信委員 岩手町、葛巻町、九戸村は生徒数も学校数も少ないと思いますけれども、

ここで継続してやっていることは評価できると思います。これはどういう競技種目でやっているのでしょうか。

それから、一関市、花巻市は独自に実施しているという話でした。大船渡市は前にもお聞きして、陸上競技は中学校にそもそも部活動がないという形で大船渡市は実施されたと聞いておりますけれども、そうした市段階のレベルではどのような競技種目で実施されているか、また、保護者の費用負担があるのか示してください。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 市部の地域移行の取り組みでございますが、大船渡市につきましては、バレーボール、バドミントンなどの競技で地域移行に取り組んでおります。盛岡市は、水泳、野球、卓球、ハンドボール、宮古市につきましては野球、バスケット、陸上、ラグビーなどに取り組んでいるところでございます。独自に取り組んでいる一関市でございますが、こちらも種目は多く、卓球、ソフトテニス、バドミントン、バスケットボールなどに取り組んでおります。花巻市につきましては、バレーボール、卓球、硬式テニス、野球などの部活、地域移行に取り組んでおります。

費用の負担については、現在モデル事業ということもありまして、市町村によってさまざまなのですが、費用をモデル事業で賄っているところと、若干の費用を徴収しているところと、さまざまある状況でございます。

○斉藤信委員 わかりました。今年度の一部新規事業になっているもので、岩手県における地域クラブ活動の在り方に関する協議会の取り組みというものがあります。これは、どういう中身で取り組まれているのでしょうか。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 協議会の取り組みについてでございますが、ことしの7月に学校、保護者等の関係者間で情報共有や意見交換を行う、岩手県における地域クラブ活動の在り方に関する協議会を開催しております。その場では、本県における地域スポーツ活動の現状、文化芸術活動の現状、中学校の現状、今後の取り組み等について、関係者間で情報共有をするとともに、構成員からは地域移行に対して県としてどのようにサポートするのか示してほしい、または地域移行を進める県の主体を明確にすべきなどのさまざまな意見をいただいております。

今年度は、2月に2回目の協議会の開催を予定しておりまして、1回目の協議会での意見交換を踏まえまして、今後実施する相談会、事例発表会、あとは実証事業に取り組む中学生や保護者等によるワークショップ等において、挙げられる課題の解決等に向けた議論を深める予定としております。

○斉藤信委員 県教育委員会では、部活動の改善ということで、土日のどちらかを休みにするし、平日も休みにして、週2日は休みという方向を出しています。部活動の地域移行ということになると、基本的には土日だと思うのです。ですから、この教育委員会の部活動の改善等、部活動の地域移行、これはうまく連携して取り組まれているのかどうか、現状わかりますか。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 県教育委員会との連携についてでございますが、学校部

活動の地域移行を円滑に進めるため、これまで県教育委員会と連携しながら国の事業を活用し、先ほど答弁しましたけれども、市町村におけるモデル事業の実施、地域移行に当たり、想定される業務等を整理した手引の作成に取り組んできております。

また、斉藤信委員からの質問にありました方針の策定に当たりましては、新たなスポーツ文化芸術環境の整備に当たりまして、多くの関係者が連携、協働して、段階的、計画的に取り組むための進め方や、学校部活動の参加者だけではなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方などについて、検討段階から県教育委員会と協議を重ね、他県の先行事例も参考にしながら、県教育委員会と連携しまして策定を行ったところでございます。

今後も県教育委員会等と連携しながら、リーフレットを活用するなど、わかりやすい形で地域移行に係る情報発信を行うとともに、事例発表会や協議会の中で保護者等関係者や子供たちに対しまして、地域移行の進捗状況も示し、円滑な地域移行に取り組んでまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** 部活動の地域移行で、専門的な指導者からしっかり指導を受けることは大変大事なことだと思います。同時に、そういう地域の専門家の活用となると、どうしても経費がかかる。今はモデル事業でも、本格実施となると、その経費を負担することになり、保護者の費用負担も出ざるを得ない。これは、市町村がどう対応するかということにもなるといえますけれども、学校の部活動の改善、教員の超過勤務の縮小にとっても大変重要なので、県教育委員会と連携して統一した取り組みになるように求めたいと思います。

次に、スポーツ医・科学センターの取り組みと整備についてお聞きいたします。最初に、スポーツ医・科学センターの体制と、この間の取り組みについて示してください。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** スポーツ医・科学サポート事業でございますが、スポーツ振興課の職員5名体制で、現在スポーツ医・科学の拠点を県営スケート場に置いております。事業につきましては、競技力向上を図るため、先ほど話しました県営スケート場内にスポーツ医・科学の測定研修拠点を設置しまして、大学や医療関係者と連携しながら、医・科学サポート事業を実施しております。

この事業では、トレーナーを派遣するトレーナースタッフ派遣、体力測定、トレーニングなどの指導を実施するアスリート研修会、スポーツインテグリティやスポーツ医・科学の知見に基づいた研修を行う指導者研修会を実施しまして、本県アスリートの国内外の大会での活躍につながっていると認識しております。

また、市町村、学校、企業等の健康教室に講師や専門員を派遣しまして、運動定着、老化や障がい予防の運動プログラムを実施する健康づくり支援事業によりまして、県民の健康づくりを推進しているところでございます。

○**斉藤信委員** かなり取り組まれているようですけれども、昨年度の実績をしっかりと教えてください。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** 令和5年度の実績になりますが、先ほど答弁しましたト

レーナースタッフ派遣事業につきましては、延べ 575 日の派遣になっております。アスリート研修会では延べ 42 件、指導者研修会では延べ 36 件、健康づくり支援事業では延べ 55 件を実施しております。

○**斉藤信委員** わかりました。体制が 5 人体制で、大変よくやっているといます。さまざまな大学、医療関係や競技団体との連携体制もしっかり取られていると思っております。部活動もそうですけれども、やはり今のスポーツは、最新の医科学の到達点を踏まえてやるかやらないかで、雲泥の差が出る。

それから、私はこの文教委員会で何回も取り上げてきましたけれども、部活動の顧問が自分の言うとおりにやらせるような、強制的な指導により子供がつぶされることがあります。いわてスーパーキッズ発掘・育成事業で優秀な子供がそうしてつぶされたという事件もここで私が取り上げたことがありますけれども、今のスポーツ医・科学の最新の到達点で、そして生徒たちが本当に納得して専門的なトレーニングを受けることは、大変大事だと思います。

そして、これは知事の公約でもあり、県庁内部でも検討されていると思いますけれども、スポーツ医・科学センターの整備についてどのように検討されているか、今の到達点を示してください。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** スポーツ医・科学センターについてでございますが、先月公表しました県営スポーツ施設の在り方の報告書におきまして、スポーツ医・科学センターは、競技力向上の観点からスポーツ医・科学の拠点として整備することが望ましく、県民の健康づくりの機能も持つ拠点として検討する必要がある。それから、県営体育館と県勤労身体障がい者体育館の集約など、他の施設との併設とあわせて整備を検討する必要があるとしたところでございます。

現在この報告書、岩手県の財政状況、最先端の医科学の動向などを踏まえまして、他県の事例等の調査を行いながら、必要な機能や規模などの具体的な検討を進めているところでございます。

○**斉藤信委員** 具体的には、県営体育館と県勤労障がい者体育館を統合するという方向が出されていて、その場合にはその中にスポーツ医・科学センターを設置するということです。ぜひ熟度を高めてやっていただきたいと思います。以前秋田県へ行ったときに、秋田県には立派なスポーツ科学センターがありました。岩手県もさまざまな成果を上げているので、ぜひこのスポーツ医・科学センターの整備を進めていただきたい。

最後でありますけれども、いわてスーパーキッズ発掘・育成事業の取り組みについてお聞きいたします。いわてスーパーキッズ発掘・育成事業の取り組み実績はどうなっていますか。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** いわてスーパーキッズ発掘・育成事業の取り組みでございますが、本県ではオリンピックなど国際大会で活躍するトップアスリートを輩出するた

め、優れた運動能力を有する児童生徒の発掘、育成を行う事業を平成19年から展開しまして、令和5年度までの17年間で569名が修了しております。現在この事業を修了しましたスキージャンプの小林陵侑選手や、ノルディック複合の谷地宙選手、スピードスケートの吉田雪乃選手、スポーツクライミングの上柿銀大選手などが世界の舞台で活躍しております。

こうした岩手県で見いだされた選手の活躍は、誇るべき本県の育む力として多方面から注目されておりまして、続く若手アスリートの大きな励みになるとともに、県民の誇りになっていると認識しております。

○斉藤信委員 いわてスーパーキッズ発掘・育成事業の対象は、小学5、6年生と中学生ですね。今までは一体でやっていたけれども、今は小学5年生の選抜と中学段階での選抜という形で実施しているとお聞きいたしました。以前は岩手県体育協会に委託していたけれども、今は県の直轄で、スポーツ振興課にスタッフが常駐して実施しているということです。いわてスーパーキッズ発掘・育成事業の特徴、どういう研修を行っているのかわかりやすく示してください。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 スーパーキッズに選定された子供たちにさまざまな競技を体験してもらうとともに、心理学や栄養学の座学も含めて講座を実施しております。内容的には、競技体験トレーニングが各競技——これは競技団体が指導しておりますが、そういうものを体験しまして、それぞれの児童生徒がどういう適性があるのか本人も見極めながら、それからトレーニングキャンプということで、他学年と合同プログラムをしまして、集団生活の中で積極性や自主性を養うプログラムなども実施しております。そういうプログラム等を通して、トップアスリートの発掘、育成の事業を行っているところでございます。

○斉藤信委員 いわてスーパーキッズ発掘・育成事業は、ある意味スポーツ医・科学の到達点を踏まえて、専門家からしっかり専門的な指導も受けられるということですね。また、子供同士の交流や切磋琢磨し合うこともあって、私は大きな成果を収めていると思いますけれども、これが学校のスポーツ活動や周りの子供たちにどのように波及しているのか。このことも大変大事なことなのだと思いますが、その点はいかがでしょう。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 いわてスーパーキッズ発掘・育成事業がスーパーキッズ以外の子供たちの活動にも波及し、子供たちのスポーツ活動の充実を図ることは大切なことであると考えております。これまでいわてスーパーキッズ発掘・育成事業のインスタグラムで、動画を用いながらプログラムの様子を配信しております。それに加えて、事業周知と体力向上に向けた運動プログラムの提供を目的に、いわてスーパーキッズの体験会を県内2カ所で開催するなど、本事業の周知を図っているところでございます。

それに加えて、スポーツ医・科学の知見に基づくメンタルトレーニングやコンディショニング、栄養プログラム等の取り組みにつきましては、小中学校から依頼を受けまして講師を派遣しまして、キッズの事業と同様の内容も取り入れながら講座を行っているところ

でございます。引き続き多くの子供たちにキッズ事業の知見を広められるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

○上原康樹委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 ほかになければ、これをもって文化スポーツ部関係の審査を終わります。

文化スポーツ部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。議案第2号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち教育委員会関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○武蔵教育企画室長 議案第2号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

議案（その2）の9ページをごらん願います。第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、教育委員会関係の補正額は、10款教育費のうち4項高等学校費について8,700万円余を増額しようとするものであります。

その内容につきましては、別冊の予算に関する説明書により御説明申し上げますが、金額の読み上げにつきましては省略させていただきますので、御了承願います。

お手元の予算に関する説明書の59ページをごらん願います。4項高等学校費、4目教育振興費の奨学のための給付金支給事業費について、低所得世帯における公立高等学校等の授業料以外の教育費負担を軽減するための給付金について、令和6年度分個人住民税の定額減税の実施に伴い、給付対象者の増加が見込まれるため、増加見込み分を補正しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○上原康樹委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 定額減税により非課税になって、給付金支給の対象になるということですね。予想では、実人員でどのぐらい奨学給付金支給になるのか、これまでの支給の対象は何人なのか、それぞれ示してください。

○黒澤教育企画推進監兼サービス管理監 当初、今年度想定していた給付対象人数は2,704人で行ってまいりました。このたび定額減税により対象が拡大される人数というのが711人を想定しております。トータルで3,415人という対象を想定しているところでございます。

○上原康樹委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 14 号岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○西川高校改革課長 議案第 14 号岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

条例案は、議案（その 3）の 11 ページから 12 ページにございますが、資料の条例案の概要により説明させていただきます。1 の改正の趣旨であります。この条例は岩手県立盛岡南高等学校及び岩手県立不来方高等学校を廃止して岩手県立南昌みらい高等学校を設置し、並びに岩手県立久慈東高等学校及び岩手県立久慈工業高等学校を廃止して岩手県立久慈翔北高等学校を設置しようとするものであります。

次に、2 の条例案の内容であります。まず（1）に掲げております南昌みらい高等学校は、（2）に掲げております盛岡南高等学校と不来方高等学校を統合し、同じく（1）に掲げております久慈翔北高校は、（2）に掲げております久慈東高等学校と久慈工業高等学校を統合し、新たな学校として設置しようとするものであります。

最後に、3 の施行期日等ではありますが、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、あわせて所要の経過措置を講じようとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○上原康樹委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 8 月の学級編制のところでも質疑をいたしましたけれども、盛岡南高等学校と不来方高等学校の統合は、県内でも倍率が高く、ベストスリーに入る高校同士の統合なのです。なぜこの人気があり、入学者の定員を超えるほど応募者がいる規模の大きな二つの高校を統合するのか。やはりこの統合には大義がないのではないかと。統合する意義、目的を改めて示してください。

○西川高校改革課長 盛岡南高等学校と不来方高等学校の統合の状況ですけれども、盛岡市内につきましては、盛岡地区の中学校卒業者数の総数が 3,980 人となっております、そのうち盛岡市内は 2,569 人、矢巾町内は 240 人となっております。令和 15 年度には、盛岡地区全体で 500 人を超える減少が見込まれるところとなっております。そういった中、令和 6 年度における盛岡市周辺以外の市町村からの入学者数は、盛岡南高等学校は 70 人、34.8%となっており、不来方高等学校につきましては 77 人、31.9%になっていて、盛岡南高等学校、不来方高等学校ともに盛岡市周辺以外からの入学者が多い状況となっております。

す。

齊藤信委員が御指摘のとおり、どちらもそれなりの規模を持ち、運動についても、勉強につきましても、かなり精度の高いというか、進学校であり、芸術などに特化したいろいろな学科を設置している魅力ある倍率の高い高校となっておりますけれども、今後、中学校卒業生数、生徒が減少してまいりますので、それらに対応するためにも、今回統合を決めたものと承知しております。

○齊藤信委員 かみ合った答弁ではないと思うのです。生徒減少に対応して、高校のあり方を考えなくてはならない。それは一致します。しかし、一番倍率が高くて生徒に人気がある高校を統合する大義がどこにあるのかと私は聞いているのです。今までの統合と全然違うのです。今までは、生徒が減少して、統合しないと維持できないというような統合が多かった。しかし、今回の盛岡南高等学校と不来方高等学校の統合は違うのです。中学生から見たら人気がある、行きたいと思う高校を無理やり統合するということに大義がないのではないかと。例えば盛岡南高等学校はスポーツが盛んで、国民体育大会などに向けてさまざまな選手も養成してきた。不来方高等学校は、文化芸術などさまざまな分野で役割を果たしてきた。だから、盛岡南高校では同窓会を挙げて存続の取り組みがあったわけです。それは、やはりまともな意思表示、運動だったと私は今でも思っております。

だから、生徒が減少する中で一定の高校のあり方を考えなくてはならないが、なぜ一番人気のある、志望倍率が高い盛岡南高等学校と不来方高等学校を統合するのかという理由を聞いているのです。

○西川高校改革課長 盛岡南高等学校と不来方高等学校の統合ですけれども、盛岡ブロックにおける特色ある学習活動に取り組む大規模校を設置することといたしまして、体育、芸術等の特色ある教育を実践する2校を発展的統合させながら、多様な価値観に触れながら切磋琢磨することなど、それからスケールメリットを生かしたより一層の活性化を行うため、各学系が連携した学びの深化、総合力の育成のため、大規模高校を設置しようとするものであります。

体育の授業や部活動を適切に行い、地域との協働による学習活動を展開する共創空間の機能についてもあわせて設置したいと考えており、やはり盛岡ブロックに特色ある学習活動に取り組む大規模校を設置して、それぞれ開校当初の学級数を維持しておりましたけれども、生徒が縮減しておりましたので、またある程度原点に立ち返って、スケールメリットを生かした大規模校にしたいと考えております。

○齊藤信委員 大規模校といっても、二つを統合して6学級減らすのです。矢巾、紫波地域から33%、盛岡南部も含めて3割以上の生徒が入っているということは大変なことなのです。だから、矢巾町や紫波町の中学校の校長先生は、進路指導が大変だと言っているのです。どちらも盛岡ブロックの南部に位置する高校、それも一定規模の高校を統合し、大幅に学級数を減らす。そして、不来方高等学校の古い校舎を使うわけです。そういう意味で、この統合は、私は今でも問題があったのではないかと考えております。そういうこと

で、この県立南昌みらい高等学校の設置条例については反対します。

○上原康樹委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○上原康樹委員長 起立多数であります。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 17 号岩手県立盛岡地区統合新設校体育館新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐々木学校施設課長 議案第 17 号岩手県立盛岡地区統合新設校体育館新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その 3）の 15 ページをお開き願います。あわせて、お手元に配付しております資料をごらん願います。資料には記載していませんが、盛岡南高等学校と不来方高等学校が統合し、令和 7 年 4 月に開校する南昌みらい高等学校は、1 学年 8 学級の学校となり、授業や部活動において体育施設が不足することから、新たに体育館を整備しようとするものであります。

なお、整備に当たって、南昌みらい高等学校東側に隣接している土地を矢巾町が所有しておりますが、現在遊休資産となっており、その場所を活用し、矢巾町との共創により整備しようとするものであります。

資料 2 ページをごらん願います。工事の請負契約の概要についてであります。工事名は、岩手県立盛岡地区統合新設校体育館新築（建築）工事。工事場所は、紫波郡矢巾町大字南矢幅地内。設計金額が 18 億 2,930 万円、契約金額が 17 億 1,363 万 5,000 円であり、請負率は 93.67%。請負者は、樋下建設株式会社・昭栄建設株式会社特定共同企業体であります。工事概要は、体育館新築に係る建築工事一式であり、新築する体育館は鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2 階建て、延べ床面積 3,397.7 平方メートルであり、令和 8 年度からの供用開始を予定しております。工期は 510 日間で、令和 6 年度から令和 7 年度までの 2 年間で行う予定であります。脱炭素化の推進としまして、Z E B R e a d y 相当となる予定です。

次ページ以降に入札結果説明書及び入札調書を添付しておりますが、説明は省略をさせていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○上原康樹委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 この統合新設校体育館ですけれども、矢巾町民にも開放するという話も聞いております。矢巾町と、どういう関係なのか。財政的なことも含めて教えてください。

○佐々木学校施設課長 今後、矢巾町と協定を結びまして、協定には使用形態や、予算の負担割合及びその負担額、管理形態等を盛り込む予定であります。費用につきましては、岩手県と矢巾町がそれぞれ負担するということを予定しております。

○斉藤信委員 その説明を聞いていてもわからないのです。

一つは、この体育館の整備は全額岩手県持ちなのか。運営は、矢巾町と協定を結んで行うのか。何をどう定めるのか、矢巾町との協定の中身をわかりやすく示してください。

○佐々木学校施設課長 大変失礼いたしました。整備に係る費用は、一旦岩手県が全額負担いたします。その後、例えばこの時間帯は学校が使って、それ以外の時間は矢巾町民等が活用するとか、そういった使用形態を協定の中で盛り込みまして、それから予算、岩手県が何割、矢巾町が何割負担するといった内容を協定の中で盛り込もうとしているものでございます。施設の管理につきましては、今のところ矢巾町が管理をするということで協議を進めているところでございます。

○斉藤信委員 ますますわからない、不可解な話になっているのです。建物は、全額県費でしょう。そして、使用は矢巾町と割合を決めてやる。管理は矢巾町。何なのですか、これは。全く不可解だと思います。これは、基本的には新設校の体育館なのでしょう。例えば、矢巾町が建設に2割、3割負担すると言うのなら、負担割合とあるけれども、岩手県が全額負担してつくって、使用は矢巾町と分割するような話ですけれども、なぜこうなったのですか。

○佐々木学校施設課長 済みません。説明が悪くて申し訳ありません。あくまでも学校施設を学校が使わない時間帯に矢巾町民等に開放するという考え方なのですけれども、費用は一旦岩手県が全額負担するのですが、最終的には矢巾町のほうからも相応の負担をいただくということを予定しております。

○斉藤信委員 もっと正確に、何割負担するのですか。

○佐々木学校施設課長 今のところの予定でございますけれども、総額の2対1です。岩手県が2、矢巾町が1を負担するということで、今のところ予定しております。

○斉藤信委員 はっきりしないですね。税込みで17億1,363万円もかけて整備するのです。最初は岩手県が全額出す。矢巾町分はいつ支払われるのですか。それから、負担割合は岩手県が2で矢巾町は1で、なぜ矢巾町の管理になるのですか。全く支離滅裂ではないですか。

○佐々木学校施設課長 矢巾町から御負担いただく時期につきましては、工事が完了しな

いと金額が確定しませんので、工事が完了した後にいただくことを想定しております。

それから、矢巾町の管理なのですけれども、日中の学校が使わない時間帯も矢巾町民の方が使うため学校開放しますので、その間、矢巾町に建物に滞在していただいて、その管理をしていただくということを想定しておりますけれども、通常授業などでも学校が使用しますので、体育教員等もそこに滞在をしながらということを想定しております。

○**斉藤信委員** いいですか。2年間でこれを整備する建設の契約がきちんとあるのです。だから、矢巾町はいつまでに負担するという契約があるのですか。

それから、学校の体育館なのだから、基本的には学校の管理なのではないですか。なぜ矢巾町の管理になるのですか。

先ほどの説明で、予算の負担割合と言ったけれども、何の予算ですか。

○**佐々木学校施設課長** まず、予算の負担ということですが、工事、それから設計監理委託料、全て含んだ総事業費に対して、岩手県が2、矢巾町が1を負担するということになっております。

それから、先ほども申しましたように、金額が確定しなければ、どちらが幾ら払うかというのが決まりませんので、工事が完了して経費が確定した後に矢巾町からいただくということを想定しております。

それから、契約というお話でございますけれども、契約ということではなくて、協定を今後矢巾町と岩手県で結ぶこととしております。そして、その協定書の中に、例えば、この時間帯は学校が使って、夜は矢巾町が使うなど、詳細な内容について協定書の中でも示していきたいと考えております。

今のところの想定でございますが、平日は午後7時までは学校の授業、部活動で使い、7時以降に町民等が使用する。それから、土曜日につきましては、午前中は学校が部活動で使用し、土曜日の午後と日曜日は矢巾町で使用するという予定をしております。

いずれ、令和6年5月30日付で矢巾町と県で覚書を締結いたしまして、双方で屋内運動場を整備すること、それから建設しようとしている場所に整備すること、それから双方が費用負担することなどを記載した覚書を締結しているところでございます。

○**斉藤信委員** 覚書を出してください。契約議案を提案するときに、いつ矢巾町が払うかもわからないような曖昧な説明ではだめです。

先ほど予算と言ったけれども、総事業費の間違いですか。

それから、管理運営費もあるわけです。体育館の管理運営費も2対1の割合で負担することになるのですか。

また、矢巾町が管理するというのは、全体を管理するのですか。矢巾町が使うときだけ矢巾町が管理するという意味ですか。

○**佐々木学校施設課長** 済みません。総額の費用負担につきましては、ランニングコストも含めた費用負担ということになりますので、管理、それからランニングコスト、全て含めた費用を岩手県と矢巾町で2対1で負担するというところでございます。

それから、その管理につきましては、やはり学校施設ですので、生徒の安全面の管理ということを考えまして、矢巾町民が利用する時間帯に常時矢巾町の職員が建物を管理していただくということで、今のところ考えております。

○**斉藤信委員** 先ほど要求したように、17 億円もかける事業で、こんな曖昧な話ではだめだと思います。覚書を提出してください。

○**上原康樹委員長** ただいま斉藤信委員から、今回の件についての資料の要求がありました。

暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**上原康樹委員長** それでは、再開します。

先に、議案第 18 号岩手県立二戸地区特別支援学校（仮称）校舎新築ほか（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**佐々木学校施設課長** 議案第 18 号岩手県立二戸地区特別支援学校（仮称）校舎新築ほか（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その 3）の 16 ページをお開き願います。あわせて、お手元に配付しております資料をごらん願います。こちらは、資料には記載しておりませんが、小中高等部一貫の特別支援学校が未設置でありました二戸地区におきまして、北桜高等学校工業校舎敷地内に新たに特別支援学校小中学部校舎を整備しようとするものであります。なお、高等部はこれまでと同様に、北桜高等学校工業校舎を活用することとしております。

資料 2 ページをごらん願います。工事の請負契約の概要についてであります。工事名は、岩手県立二戸地区特別支援学校（仮称）校舎新築ほか（建築）工事。工事場所は、二戸市石切所地内。設計金額は 11 億 8,250 万円、契約金額は 11 億 880 万円であり、請負は 93.76%。請負者は、株式会社丹野組・東野建設工業株式会社特定共同企業体であります。工事概要は、校舎新築等に係る建築工事一式であり、新築する校舎は鉄筋コンクリート造 2 階建て、延べ床面積 3,275.59 平方メートル、ほかに北桜高等学校工業校舎と接続するための渡り廊下及び車庫を新築するものであります。工期は 426 日間で、令和 6 年度から令和 7 年度までの 2 か年となっており、令和 8 年 4 月の開校を予定しております。脱炭素化の推進として、Z E B R e a d y 相当となる予定です。

次ページ以降に入札経過説明書及び入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○**上原康樹委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**斉藤信委員** 本当に待ちに待った小中高一体の特別支援学校で、大賛成なのですけども、これは鉄筋コンクリート 2 階建てということでしょうか。たしか福岡工業高等学校は

木造ではなかったですか。すばらしい木造の校舎ですが、特別支援学校こそ木造にするべきだったのではないのでしょうか。片や福岡工業高等学校に立派な木造の校舎があるのに、なぜ特別支援学校は2階建ての鉄筋コンクリートになるのですか。

○佐々木学校施設課長 当初は、木造校舎とする予定でございました。ところが、校舎建設予定地が土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定されておりまして、計画する建築物全体がこの区域に含まれることがわかりました。そのため、施設利用者の多くが避難において支援を要する者であることや、万が一土砂災害が発生した場合においても人命の確保が確実に図られる必要があるということから、鉄筋コンクリート造に見直したものでございます。

なお、各諸室、壁、天井等は、内装は可能な限り木質化にすることとしております。

○斉藤信委員 土砂災害危険区域ということが本当に残念です。今これだけ局地的な集中豪雨が起きて、土砂災害も各地で発生しているときに、そこにつくらざるを得なかった。これはどうにもならなかったのですか。これからつくるのだったらつくるのだったら、やはり安全な場所につくるということが優先されるべきだったと思うのだけれども、校舎内の場所は土砂崩れ危険地域しかなかったのですか。

○佐々木学校施設課長 やはり、高等部がある校舎の近くが一番望ましい場所でありましたが、なかなか新校舎を建設できる場所がないということで、今回のグラウンドに整備をすることにしましたものでございます。今後の教育活動を考えますと、高等部と小中学部が行き来できるような渡り廊下で接続をして、校舎の近くに整備したいということがございましたので、今回の建設場所にしましたものでございます。

○斉藤信委員 高等部があるのは福岡工業高校の2階ですね。高等部はそのままということになるのですか。小中学部を建てて一体ということなのですね。

私は、本当なら特別支援学校こそ生徒に優しい木造校舎にしてほしい。私もあそこを見ってきましたし、高等部も見してきました。やはり木造の校舎は、本当に生徒に優しいのです。だから、今度つくられるのが鉄筋コンクリート2階建てというのは、本当に残念でならない。こればかりは何ともしようがない気がしますけれども、最大限内装に木質を使って、福岡工業高等学校に負けなようないい校舎をつくっていただきたい。そういう工夫は、設計にしっかり反映されているのでしょうか。

○佐々木学校施設課長 先ほど申しましたとおり、内装には木材を使うということで設計しております。

○斉藤信委員 それから、落札率が93.76%。先ほどの体育館も93.67%とほとんど同じ落札率です。疑惑があるということまでは言いませんが、ほとんど同じなものですから、いかがなものかと思いました。

Z E B R e a d yということで、太陽光発電も設置されると思いますけれども、どれだけの電気料が自前で賄えるのか。太陽光発電の設置がどのように活用されるのか示してください。

○佐々木学校施設課長 太陽光パネルは、枚数にして 24 枚を屋上に設置する予定としております。試算によれば、容量どおり発電できた場合、最大で校舎で使用する照明器具の使用電力の約 58%を賄える見込みとなっております。

○斉藤信委員 恐らくエアコンの設置もあると思いますけれども、エアコンを入れないで、照明器具だけの消費電力の 58%を賄える。エアコンを使えば、それだけかかるということですね。ただ、Z E B R e a d y は、断熱性能がかなりよくなっていると思いますので、普通の校舎のエアコンより、恐らく倍以上効率がいいのだと思いますけれども、どのぐらい光熱費の削減できるか、効果はどうかわかりますか。

○佐々木学校施設課長 そこまでの試算はできていないところですが、エネルギーの削減率が 50%以上だと Z E B R e a d y 相当ということになります。本施設は 55%の削減が見込まれるということで判定を受けているところですので、斉藤信委員がおっしゃるように、暖房料なども通常の校舎に比べれば相当安く済むのではないかと思います。

○上原康樹委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

先ほど、斉藤信委員から要求のありました議案第 17 号に係る覚書についての資料につきまして、執行部から提出がありましたので、お手元に配付いたします。

〔資料配付〕

○上原康樹委員長 それでは、議案第 17 号の審査を再開いたします。

執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○佐々木学校施設課長 済みません。先ほど斉藤信委員から資料要求がございました矢巾町との覚書を配付させていただきましたので、御確認いただければと思います。

○上原康樹委員長 この件に関して質疑を再開いたします。

○斉藤信委員 極めてあっさりした覚書であります。覚書というものは、法律的にどういう拘束力があるものなのでしょうか。

○佐々木学校施設課長 法的にどのくらい拘束があるかまで調べていないのですが、これが覚書ですので、ある程度の基本的な考え方を双方で確認したということですので。今後、協定書を結びまして、例えば平日の午後 7 時までは学校が利用し、午後 7 時以

降は矢巾町民等が使用するとか、予算額は岩手県の負担額がこのぐらいで、矢巾町の額はこのぐらいなど、詳しいことを協定書に盛り込んで、矢巾町と岩手県で締結をしたいというふうに考えております。

○佐藤教育長　今回こういう形で覚書ということで結ばせていただきましたが、やはり一種の契約でありますので、それぞれ矢巾町と県教育委員会の間で拘束されると理解しておりますし、これは基本的な方向性をこういう形で整備しようという契約であります、この後実際の使用形態、経費の具体的な負担割合、それから管理形態等、別途詳細な協定を結ぶ予定でございます。現時点での負担額の試算で申し上げますと、2対1ということでお話がありましたが、これはあくまで現時点の試算ですが、整備費として、矢巾町では5.7億円、岩手県は19.3億円の合計25億円、それから土地代は、不来方高等学校の隣にある矢巾町の遊休土地ですので、これを評価して矢巾町は4億円、岩手県はゼロ円、合計4億円、合計矢巾町が9.7億円に対して、岩手県が19.3億円、計29億円で整備を進めようということでございます。

その他、実際の使用形態、時間——何時から何時までとか、それから先ほど担当の課長から、矢巾町から具体的に幾ら負担してもらうかという話については、実際の建設が終わってみなければわからないというのはございますが、そういった具体の負担割合等については、協定でしっかり締結していきたいと考えております。

○斉藤信委員　今の教育長の話だと、覚書というのは法的拘束力を持つものという認識です。

それで、今また新しい数字が出たのです。矢巾町が5.7億円で県が19.3億円、土地代は矢巾町持ちで4億円、合計29.3億円。そういうことでいいのですか。

〔「29億円」と呼ぶ者あり〕

○斉藤信委員　総事業費は29.3億円ではなくて、29億円ということですね。

これは大変な規模です。先ほどの二戸地区特別支援学校校舎の新築工事の契約金額は11億円でした。体育館一つで29億円というのは適切な規模なのでしょうか。29億円となると、小さな学校が一つ建ちます。

それから、この土地は元は調整池だった。これは地盤改良が必要ですよね。地盤改良分は矢巾町の4億円に入っているのですか。

○佐々木学校施設課長　先ほど教育長が整備費で25億円という金額を申し上げましたが、その中に設計の委託料も入っていきまして、その中に地盤調査費が入っております。地盤調査をした結果、建設には特に問題ないという結果をいただいておりますし、すぐ隣に不来方高等学校も建っておりますので、地盤的には問題がないと思っております。

○斉藤信委員　調整池ですから、そんなに単純な話ではないと思います。結局、その分、埋め立てするのでしょうか。埋め立てしたら、そこの地盤は弱いということになるのではないのでしょうか。

○佐々木学校施設課長　先ほど申し上げましたとおり、建物を建てるに当たって、地盤が

どのような状態かきちんと調査した上で建設をしますので、地盤的には全く問題ないということでございます。

○**斉藤信委員** 覚書のところで少しお聞きしますけれども、第3、屋内運動場の運営は乙が実施する。つまり、矢巾町が実施するとなっているのです。使用実態からいったら、基本的には学校が使うわけです。学校が使わないのは土曜日の午後と日曜日でしょう。あとは、夜7時以降です。それが矢巾町の使用時間になりますが、日中から矢巾町が管理するということになるのですか。

○**佐々木学校施設課長** 先ほど教育長が申しましたとおり、今後の協定書において具体的なことを定めていくわけですが、例えば学校が長期休業中に、平日使わない時間帯があるということも想定されますので、そういったときには町民の方々に開放するなど、柔軟な対応をしたいと思っております。したがって、日中は矢巾町で、常時建物の中で管理するということを想定しています。

○**斉藤信委員** ですから、その使用実態から言えば、圧倒的に学校の体育館として使われるわけです。それがなぜ矢巾町の管理になるのかが不思議でならない。これは、矢巾町民が使うときだけ矢巾町が管理するということではないということですね。朝から夜まで矢巾町が管理するという理解でいいのですか。

○**佐々木学校施設課長** 先ほど申しましたとおり、時間帯によって、学校が授業で全く使わないということも想定されます。建物内にボクシング場なども整備する予定ですが、学校が使わない時間帯にボクシング場を使っていただくなど、そういった使用の仕方も想定されますので、その詳細については今後矢巾町と協議をしていくということを考えております。

○**斉藤信委員** 今回の議案は、体育館新築の建築工事です。これは電気工事や管工事がありますが、先ほど教育長が言った25億円というのは、電気工事や管工事を含めれば25億円になるということですか。

○**佐々木学校施設課長** 斉藤信委員がおっしゃるとおり、電気設備工事、機械設備工事、それから設計監理委託料、全て含んだ整備費で25億円ということでございます。

○**斉藤信委員** 覚書の甲と乙との共創によりと、この共創というのはどういう意味ですか。共創という言葉は初めて見ました。

○**佐々木学校施設課長** 共創ということでございますけれども、文部科学省では新しい時代の学びを実現する学校施設のあり方といたしまして、地域や社会と連携、協働し、共に創造する共創空間を実現するため、地域の人たちと連携、協働していく活動、交流拠点として共創空間を創出するということとしております。したがって、このような視点も重要と考えておりまして、今回矢巾町と連携、協働して地域に開かれた施設として整備することとしたものでございます。

○**斉藤信委員** そうすると、先ほど総額が29億円という話になりました。岩手県が19.3億円、矢巾が土地代の4億円を含めると9.7億円、ということですか。これで大体2対

1 ということですか。

○佐々木学校施設課長 そのとおりでございます。

○斉藤信委員 これは、大変わかりにくい議案だと感じます。私は、採決は保留します。

○上原康樹委員長 賛成しないのですね。

○斉藤信委員 はい。賛成できかねる。

○上原康樹委員長 わかりました。

○飯澤匡委員 これは、全体像がなかなか見えにくい状況になっていると言わざるを得ないです。それから、こういうやり方は今までやったことがないのですよね。したがって、第一に、この共創プロジェクトはどのようなコンセプトで行って、土地は矢巾町でこういうことで提供されるから、総額でということですので、その説明の順番がそもそも間違っているのではないのでしょうか。文部科学省が推奨するということですから、これは国庫の積み増しのような財源的な措置というのはあるのでしょうか。そういうことで推奨している、ただコンセプトだけでやったらどうですかといった感じなのか。そこら辺の財源的な仕組みについてはどうなっているのか、後ほど示してください。

○佐々木学校施設課長 大変わかりにくい説明となってしまいまして、大変申し訳ございませんでした。文部科学省は、あくまでもその対象となるのは小中学校と特別支援学校、あと高校が整備する際には、産業教育施設の建設が国の交付金の対象となりますが、校舎、体育館につきましては国庫対象外ということになりますので、県の単独財源、一般財源ということになります。

○飯澤匡委員 それを最初に言わなければならない。真水で出すわけでしょう。それで、まず第一にこういうことをやったことがないのですよね。土地は、まあいいでしょう。県教育委員会的には、矢巾町から提供されるので、その分は負担が軽くなる。ただ、後々何か不都合があって、登記的には矢巾町が所有する。上物の登記については岩手県が所有するということによろしいのですか。

○佐々木学校施設課長 そのとおりでございます。

○飯澤匡委員 後々これが何かの問題になったとき、こういう覚書程度のことで我々に議案を認めてくれというのは、なかなか難しい面があるのではないかと思うわけです。

それから、総額で幾らというようなお話が出ましたけれども、実際にやったことのないことについては、協定書の骨格、そして万が一何かあったときにどういう補償がされるのか。休憩中も話しましたが、協定書で補償はされたといっても、相手のあることですから、何かの都合で払えませんが、一緒にもう建てたことだから、町民には使わせてもらいますというようなことも想定されるわけです。

また、斉藤信委員が指摘をしたように、学校施設なのに管理運営は矢巾町が行うということは、何か事故があったときに、学校的な問題として、教育関係の法律の中でどういう管理責任を問われるのかということも問題になってきます。その辺については、現在どのような考えがあるのか。非常にいいように見えるけれども、責任問題という、何か事故が

あったときに、後々問題になる点もあろうかと想定されるのですが、その点についてはいかがですか。

何か不都合があって、払わないというようなことがあったりすることは、民間ではよくあるのです。覚書して協定して、実際払えなくなりましたということは当然あるわけです。行政同士の話し合いだから、そういうリスクは低いかもしれないけれども、万が一そういうこともしっかり準備しなければならない。その点と、それから管理責任についてお答えください。

○佐々木学校施設課長 協定ですけれども、岩手県と矢巾町で整備するに当たり、やはりきちんと書面で残しておかなければならないということで、今回はこのような中身になっていますけれども、覚書を締結しようということで、ことし5月に締結させていただきました。これから、協定書の中身を矢巾町と協議しながら、どういったことで矢巾町と岩手県がそれぞれの役割分担をしていくかという辺りも協定の中で詰めていこうと思っております。お互い県と町という立場でございますので、何かあったらその費用が払えなくなるといったことがないように、きちんと協定書の中身を精査した上で協定を結んでいきたいと思っております。

それから、この事故があった場合のお話でございますけれども、学校の教育活動のときには、もちろん常時教員が滞在をしておりますので、何かあった場合は学校の責任ということになるかと思えます。

○佐藤教育長 冒頭から大変説明がよろしくなく、大変申し訳ございませんでした。

この地域との共創という考え方は、担当の課長からお話がありましており、文部科学省が新たに新しい時代の学びを実現する学校施設のあり方という報告の中で、地域や社会と連携、協働していく中での共創空間を創出するということでの共創。これを高等学校の在り方の後期計画の中で、不来方高等学校の体育館をこういった方法で整備していくといったことを計画してきたものであります。

その後、共創の実現に向けた検討委員会というものを矢巾町、学校、岩手県との間で立ち上げてまして議論を重ね、その後ワークショップということで、矢巾町の住民を交えて議論をしていただいて、今のスタイルの建物というものができて、議案に至ったというところでございます。

基本的には、県立学校の施設であります。したがって、事故が起こった際、その起こったケースにもよると思いますが、やはり県立学校の施設であるという前提の下で、あとはその管理形態、いつ、誰が、その時間帯によつては矢巾町にお願いするという話もございましたが、いつの事故かによつても状況は変わってくるのだと思いますが、そこはしっかりと今後の協定、使用形態、経費の負担、それから管理形態等、それから責任、こういう事故が発生した場合の責任等もしっかり明記したものをお互い交わす。今まで矢巾町との間、あるいは学校、県教育委員会の間で、あるいは矢巾町民を交えて議論してきたものでありますので、後々遺漏がないように対応してまいりたいと考えております。

○飯澤匡委員 もう一度繰り返しますけれども、これはモデルケースになるのです。モデルケースになるということは、もっとしっかり準備しておいて、あらゆる場面を想定した説明をしなければならない。矢巾町民がただの体育館で、矢巾町民のためにということではなくて、いわゆる併設というか、同じ空間で住民の方も、どうなるかわからないけれども、一緒にやる場合もあるかもしれないし、どのようにしてプラスアルファというものをその地域の活性化に共創して求めていくかということを、矢巾町からの考え方も、こういう考えで進んでいますということも、共創というからには、ここの場で説明できなければならないのです。

その上で、これからこういう契約書を結びますというような順番ではなかろうかと思うのです。税金で建てるわけですから、それから初めてのケースなので、これからどんどん同様の事例が出てくると思います。自治体の遊休地を使って、これらの公共施設を建てる、お互いに使用するということになると思うのですけれども、ここでしっかりしたものをつくっておかないと、一たび何かあったときには、またこんなことをやって、責任の限界があるというようなことになったのでは、つまらない話になるわけです。なかなかわかりにくくて、時間も無駄に使ったような感じがします。

矢巾町からは、使用のコンセプトのようなものは示されているのですか。具体的に示してください。

○佐々木学校施設課長 わかりにくい説明で、大変申し訳ございませんでした。

矢巾町では、今、矢巾町内に三つの体育施設がございますけれども、夜間、土日は、既にフル稼働ということで、体育施設が不足している状況にあると聞いております。矢巾町がどういう使い方をするかというのは、例えばですけれども……

○飯澤匡委員 例えばではなくて、コミュニケーションを図っているのでしょうか。

○佐々木学校施設課長 具体的に整備する施設の中身としまして、アリーナ、それからトレーニングルーム、ボクシング場、クライミングなどの運動空間、そのほか研修室、多目的施設などを設けることとしております。ですので、矢巾町民の方がいろんな講座を受けるといった場合は研修室を使うことになりまして、あとは夜間にバレーボールやハンドボールなどをするときには、夜間にアリーナを使う。それから、エクササイズなどでボクシング場を使うこともあるかもしれませんが、いろいろな場面で矢巾町民が使うことになりまして、不来方高等学校はハンドボールが盛んですので、小中学生とのハンドボールの交流なども今のところ想定されております。

○飯澤匡委員 民間で考えれば、なかなか判断できかねるような状況なのですが、もしも今日の時点で否決になって再提案ということになると、その整備には支障が出るのですか。

○佐々木学校施設課長 盛岡南高等学校と不来方高等学校が統合しまして、令和7年度に統合されるわけですが、令和7年度が30学級、それから令和8年度は27学級、統合完成の令和9年度から24学級となり、体育施設が不足するというので、今回新しい体育館を整備しようということを予定しており、学校教育活動に大きな影響が出るというこ

とになりますので、ぜひ何とかお認めいただければと思っております。

○**工藤大輔委員** 先ほど飯澤匡委員からの土地の関係の質問では、例えば土地は、学校の体育館ということで、寄附を求めるなどの方法もあったかと思えますけれども、その辺はどうだったのか。

また、学校の体育館ということになれば、学校利用が優先されるのかどうか。矢巾町と一緒に運営することになると、恐らく年間の計画について、時間をどういった割合で、どの時間、特に土日はどう使うかということもしっかり決めていくのだと思えますけれども、新しい学校は、特に文化、スポーツに強く、期待される学校でもありますし、練習試合等を週末に入れたいと思ったときに、矢巾町の使用時間になっていますから利用できませんということになり、学校及び部活動の運営において支障を来すということは、やはり避けなければいけないと思います。そういった観点で、基本的なコンセプト、学校利用が優先されるのかどうか、どのような形で矢巾町と協定を結んでいくのかお伺いします。

○**佐々木学校施設課長** まず、土地の寄附というお話でございましたけれども、矢巾町から岩手県に土地の寄附という話は、これまでございませんでした。矢巾町の土地に建物を建てるということになります。

それから、使用時間でございますけれども、今のところ平日午後7時までは学校が授業、部活動で使用する。それ以降は矢巾町民の使用時間です。それから土日につきましては、土曜日の午前中は学校が部活動で使用する、土曜日の午後と日曜日は矢巾町が使用するということで、今のところ矢巾町と話し合いをしておりますが、矢巾町民の方に有効に使っていただくように、早め早めに学校の計画と、それから矢巾町のさまざまな行事等をすり合わせしながら、この時間帯なら学校を優先させてほしいということを早めに矢巾町と情報共有しながら、学校活動に支障がないような使い方をしてまいりたいと思っております。

○**工藤大輔委員** 新しい形でスタートする学校ですので、今までのことはよくわからなかったりと思うのです。特にスタートの段階が大事だと思いますけれども、先にがちつと矢巾町で決めてしまえば、学校利用が優先されないケースが起こることが考えられると思うのです。先ほども言ったように、この点については学校の施設ですから、しっかりと矢巾町と協議をしてまとめてもらわないと、なかなか利用形態においては理解されないと思いますし、私は理解できません。

また、使用料について、例えば矢巾町が利用する時間帯等で、各部屋もあるということで、使用料を徴収するのかどうか。徴収した場合は、それはどこに入るか。そういったところについて、また管理形態、人が配置されるのかどうか、矢巾町が使う場合はどう整理するのか。その点の方向性は決まっているのかどうか示してください。

○**佐々木学校施設課長** 使用形態につきましては、私が先ほど申し上げたのはあくまでも基本的な考え方ですので、工藤大輔委員がおっしゃるとおり、学校施設ですので、学校に支障がないように、矢巾町としっかり協議していきたいと思えます。

それから、使用料につきましては、今のところ徴収する予定だと聞いておりますが、こ

の徴収した使用料をどのようにしていくかについては、今後矢巾町と協議することになりまして、先ほど申しました協定の中できちんと明記していくことになると考えております。

○**工藤大輔委員** いずれこれらの運営に係る経費や負担割合は、基本的に2対1ということになっていますので、正直、今までの説明では運営にどのぐらい経費がかかるのか、何をもってどこまでが双方が負担する運営なのかということも示されていない、わからないというのが感想です。ここも内部でしっかり詰めて、矢巾町としっかり協議の上、また必要であれば我々にも報告していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○**佐藤教育長** ただいま工藤大輔委員から御助言を承りました。まず、県教育委員会とすれば、これは学校施設の一部であります。そして、不来方高等学校は体育が盛んな学校でありますから、整備する内容というのは、先ほど担当の課長から説明がありましたとおり、アリーナ、トレーニングルーム、ボクシング場、クライミング施設等々、それからアリーナにつきましてはハンドボールの公式サイズが取れると、公式サイズ1面、練習用が2面、バスケットボールコートが2面、ハンドボールコートが3面、バドミントンコートが10面ということで、不来方高等学校の体育専攻の生徒にとっては非常に好ましい環境の施設にするという中で、やはり学校施設が優先と考えます。

それから、協定を子細に結ぶというお話をさせていただきました。現段階での覚書は、こういう内容でございますが、責任も含め、利用形態も含め、それから負担割合等を含め、それについては子細なものを協議の上締結し、それについては委員の皆様へ御報告させていただきたいと考えております。

○**岩崎友一委員** 子供たちの学びに関する施設なので、我々もできれば了としたいところではありますが、るる各委員から意見や指摘がありました。最後に教育長が答弁されましたけれども、バドミントンコートなどが、何面、何面、何面ということは、我々に配られている資料には何も書いていないですよ。でも、仮契約が終わっているということは、もう既に全てどういったものを整備するということは決まっているはずだと思います。先ほど飯澤匡委員からもありましたけれども、今回、初めての共創プロジェクトで整備するという考えでは、もっと慎重に、我々にも、議会に対しても丁寧な説明が欲しかったと思います。

大事なのは、今日の意見や指摘を受けて、もし今後この共創プロジェクトが主流になっていくのであれば、県教育委員会として、どのような反省をして、今後に向けてどのように対応していくのかということだと思えます。これは、了とするか不可とするかの判断に関わってきますので、しっかり丁寧にお答えいただきたいと思います。

○**佐藤教育長** 学校におきましても、地域との協働、地域との連携というのは極めて重要だと認識しておりまして、この共創というものについては、先ほど申し上げましたとおり、近年、文部科学省から出てきた学校施設のあり方としての一つの考え方であり、今回は不来方高等学校の統合に絡み、隣接地に遊休の土地があったということも踏まえながら、矢巾町との意見交換の中でこういった構想が出てきたということでございます。その過程で

矢巾町民を交えて意見交換などもしてきておりますが、これがどの地域でも可能かどうかという、ケースによるとは思うのですが、こういう共創で施設を整備し、管理していくという段になりましたら、今回のようなことではなく、あらかじめ早い段階で議会にも御説明させていただきながら、我々としても協議を進めてまいりたいという、深い反省に立って業務のあり方をしっかり見直してまいりたいというように思っております。

○岩崎友一委員 ぜひよろしくお願いします。

最後に、矢巾町も相応の財政負担があるわけでありますけれども、矢巾町議会では土地の賃借、あるいはハードの建物か、運動場自体の整備も含めて、こういった議案がかかって、それはもう既に可決されているものなのかどうなのか。仮にまだ矢巾町議会にかかっていなくて、整備費が確定してから議会にかかって、それが否決されたら、大変なことになります。その点について、県教育委員会としてどのように整備されているのか、お示し願います。

○佐々木学校施設課長 矢巾町議会で議案として提出されるのかどうかということは、実は聞いておりませんで、全員協議会場で岩手県と共創により、こういった整備を進めますという説明はしたと聞いております。特に反対意見等はなかったと聞いております。

○岩崎友一委員 それは具体的な、あるいはある程度の概算になっても、金額はこのくらいとしっかりと全員協議会で示された上でのものなののでしょうか。よく市町村というのは、全員協議会では何となくいいような形でも、実際に数字が出たりしていくと、全体協議会の際の説明と違うとなつて、否決される案件もあつたりしますので、少し懸念しています。その部分の説明をお願いします。

○佐々木学校施設課長 金額的なものにつきましては、先ほど申し上げたものが初めてになりますので、矢巾町の議会で金額が幾らかという話は出ていないと聞いております。今回の議案でいろいろ御説明させていただいた内容が今後矢巾町の議会で説明なりされるものと思っております。

○岩崎友一委員 これはどうなのですか。整備はこうだから県教育委員会がするというようになっていますけれども、この議会の対応について、矢巾町でも幾ら負担しますというものは議会を通ってから本契約になるのか、矢巾町議会は通らずに、県議会が今回通せばゴーするのか、それはどういう進め方になるのでしょうか。

○佐々木学校施設課長 先ほど申したとおり、矢巾町で議案として上げるものではないと聞いているので、今後矢巾町で我々の説明と同じような内容を議会にきちんと丁寧に説明していくことになると思っております。

○岩崎友一委員 少し解せない部分が多々ありますが、いずれ途中で頓挫しないようにしっかりお願いします。

○斉藤信委員 追加でお聞きしたいのだけれども、矢巾町の土地代が4億円となっていて、これは買収するのなら4億円なのでしょうけれども、実際は買収しないのだから、事業費には入らないのではないですか。買収しないで事業費に入れるということはないのだと思

うのです。無償貸与という方式だってあるのです。そうでなければ土地代を払うとか、いろいろ方法があると思うのだけれども、買いもしないのに事業費に入れるというのは、正確な話ではないのではないかと思います。

それから、財産の問題ですけれども、先ほど登記は矢巾町という話がありました。これは岩手県の財産なわけでしょう。だから、矢巾町が登記するということになりませんよね。ただ、所有区分というのはあると思うのだけれども、そういう形で岩手県の財産だけれども、矢巾町が3分の1所有するということに、財産としてきちんと整理される必要があるのではないかと思います。

それから、この新しい体育館は、運営費も2対1というわけです。それならば、これは電気代なども全て独立採算でやるということです。そうしないと、2対1にならないと思うのです。だから、本来なら試算が出なければだめです。これを独立で運営するとしたらどのぐらいの経費がかかって、矢巾町は3分の1としていくら負担するのかというものが出なかったら共創にならない。

もう一つ聞きますけれども、実は盛岡南高等学校は水泳部の活動が盛んなのです。盛岡南高等学校に立派な温水プールがあるのです。不来方高等学校と統合した場合、プールはどうか。水泳部が活用するような施設は不来方高等学校にあるのかどうか、そのこともあわせて聞きます。

○佐々木学校施設課長 土地代が費用に含まれないのではないかと思いますけれども、矢巾町の所有になっているものを、今回共創により整備するということなので、我々としては土地代もその整備費の中に含まれるという考え方でございます。

それから、土地の登記が矢巾町だということで、その部分の扱いは協定の中で、管理も含め、しっかりと明記していきたいと考えておりますし、電気代等のランニングコストも、先ほど申し上げましたとおり、費用負担の2対1ということに含むと考えておりますので、そこもしっかりと協定の中で協議をしていきたいと思っています。

それから、盛岡南高等学校のプールでございまして、不来方高等学校にもプールがございまして、統合後の水泳部におきましては、不来方高等学校のプールを使うことになりますし、盛岡南高等学校のプールにつきましては、今後盛岡工業高等学校が移転してきますので、その使用形態も含めて、そこは今後の協議ということになります。

○斉藤信委員 事業費に4億円の土地代を入れるのだったら、これは岩手県が買収するということです。そして、3分の2は岩手県の財産ということで、土地も、こうならなければだめです。だから、土地代の4億円なんて簡単にプラスしないで、財産が幾らで、その配分が3分の2であれば3分の2というようにしないと、土地代の4億円を計上して、これは矢巾町のものですとなったらおかしい話になってしまうのです。だから、4億円を事業費に入れるのだったら、きちんと買収して岩手県の財産にしないと、総事業費29億円になりません。そう思いませんか。

○佐藤教育長 これは、負担額、負担割合の試算のために先ほど申し上げたということで、

矢巾町とすれば4億円相当の土地を不来方高等学校、県立学校の体育館の底地として提供するというのでありますので、先ほど申し上げた第1の負担の割合に4億円という土地を入れているということでございます。

○**斉藤信委員** 4億円を入れるのだったら、岩手県の財産になるのです。4億円の数字だけあって、土地は矢巾町の財産となったらおかしい話です。29億円という事業費を組むのだったら、これを買収して3分の2は岩手県のものとならなかつたらおかしいでしょう。あなた方は土地代は4億円と言うけれども数字上だけなのです。無償貸与という方法だつてあるのです。そういうところもきちんとやらなかつたら、整合性がありません。この財産はどうなりますか。矢巾町の財産でしょう、4億円は。買収しなかつたら、矢巾町の財産になるのです。買収したら3分の1になるのです。だから、そういうことをきちんとやらなかつたら、何かごまかしの数字合わせて、それで2対1という総事業費を分けるような話ではないのだと思うけれども。

あと、財産の登記はどうなるのですか。

○**佐藤教育長** 学校施設でございますので、登記というものは無いのです。言わば出来上があれば県立の施設ということになります。

○**斉藤信委員** だから、県立の施設になるのだけれども、所有区分というのは出るのですか。体育館については矢巾町が3分の1所有区分というのは出てくるのですか。

○**佐々木学校施設課長** 建物は県立の学校として整備しますので、建物の区分上は岩手県の建物として評価されます。それから、土地については矢巾町のものでありますので、そこは県の財産の中からは、また別物になるということになります。

○**斉藤信委員** それでは全然整合性がとれない。建築費も矢巾町が負担するのでしょうか。2対1なのでしょう。しかし、建物は丸ごと岩手県の財産。なぜそのようになるのですか。矢巾町は、それで納得しているのですか。これが矢巾町議会だったら大問題になります。建物の整備費を払っていて、財産権はないとなったら、おかしい話になるのではないのでしょうか。

○**佐々木学校施設課長** その部分も、県立の施設として建てるのですけれども、その費用は矢巾町も負担するということにつきまして、協定でそこはきっちりと矢巾町と協議をして決めていきたいというように思っております。

○**斉藤信委員** 私が聞いているのは、財産権というか所有権です。岩手県が整備する。しかし、後でこの整備費を矢巾町は負担するわけです。そうした場合に、所有権が発生するのではないかということを聞いているのです。しかし、建物は全部岩手県の財産です。だったら、矢巾町はそこまで納得しているのですか。金を出すけれども、所有権はありませんというところで本当に納得しているのですか。

○**佐々木学校施設課長** 矢巾町には、そういった形で御納得をいただいております。

○**上原康樹委員長** 斉藤委員の質疑の途中ではありますが、昼食のため午後1時まで休憩といたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○上原康樹委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部からの資料の提出がありましたので、お手元に配付いたしております。御了承願います。

執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○佐々木学校施設課長 午前中、口頭のための説明で終わってしまいまして、大変申し訳ございませんでした。事業費と、それから負担額の割合の考え方について、追加で資料を配付させていただきました。

午前中説明しましたとおり、委託料等も含めた総事業費が25億円ということになります。それで、斉藤信委員から土地代の4億円について御指摘がございましたが、我々としてはあくまで矢巾町から土地をこのために提供していただくということであり、負担割合の考え方の金額には、土地代4億円も含めた29億円ということで、それぞれの割合を出したものになります。どうぞよろしくお願いいたします。

○上原康樹委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 負担額の試算のところで、土地代4億円となっていますけれども、これ買うわけでもないのだよね。だから、これは矢巾町の資産、財産です。だから、それは事業費に入らないのです。無償貸与にするか、土地代を払うか、そうしなかったら、事業費に入らないのだと思います。4億円は財産そのもののなのです。

だから、ここに4億円を入れること自体がナンセンスで、これを買うのだったら、4億円で買うということにすれば事業費に入るのです。だから、私はこういう負担額の試算というのが合理性を欠くのではないかと思います。

あともう一つは、新しい体育館は、管理運営費2対1だというわけでしょう。管理運営費は独立採算でやるのですね。そこを教えてください。

○佐々木学校施設課長 午前中も申し上げましたとおり、ランニングコストも含めて2対1ということですので、かかった経費について岩手県が2、矢巾町が1の割合で支払うということは、斉藤信委員御指摘のとおりでございます。

○斉藤信委員 最初の質問に答えていないではないですか。4億円というお金は、全然出てこないのですよ。矢巾町の財産でそのまま残っているのだから。それを買うか、土地代を払うか、借地料を払うかでしょう。だから、その4億円を入れて2対1という負担割合というのではないと思います。それで、独立採算として管理運営費を割るということですよ。想定はありますか。どのくらい年間でかかるのか。

○佐々木学校施設課長 土地代につきましては、今回、矢巾町の土地に建物を建てますので、今後矢巾町が土地を売却等できなくなってしまうということですので、我々は矢巾町から提供していただいた土地もやはり負担割合の元にして計算するべきだということで、今回このような考え方にしたものでございます。

それから、管理運営費の試算ということでございますが、試算についてはまだできかねているところでございます。

○上原康樹委員長 齊藤信委員、30 分を超えております。質疑はまとめて簡潔にお願いいたします。

○齊藤信委員 済みません。では、最後です。議論したのですけれども、建物は岩手県の財産だということと、整備費の3分の1は矢巾町が負担するということの整合性は、これで本当にいいのでしょうか。矢巾町はどういうつもりで整備費を払うのか。私は、その整合性がとれていないと思いますけれども、いかがですか。

○佐々木学校施設課長 午前中教育長からも答弁ありましたように、学校の施設なので、登記が必要ございません。したがって、公的な書類で岩手県の持分が幾ら、矢巾町の持分が幾らというのが出てこないものですから、それぞれの持分等につきましては、これから協定を結びますので、そこで矢巾町としっかりと協議して、改めてそこは明記していきたいと考えております。

○関根敏伸委員 今回出てきた資料も含めて、総合的にこの議案についてということによってよろしいですね。

私は、午前中の新しい学校の設置条例に賛成いたしました。新しい高校としてスタートを切る上で、いろいろな議論はありましたけれども、この体育館は必要な施設なのだろうと思ひまして審議に臨んだわけでありましたが、齊藤信委員の質疑を皮切りに、中身を知れば知るほど、各委員の質疑を聞けば聞くほど、非常にわかりづらい契約内容になっていると思って聞かせていただきました。

共創という新しい考え方が出てきました。これは素晴らしいことだと思いますし、ぜひ共創の理念というものをこの体育館に限らず、市町村と県教育委員会、あるいは民間も含めたかかわり方の中の教育の大きな政策の方向性に位置づけていただきたいと思っているのです。

ただ、このままではなかなかもろ手を挙げて賛成しづらいということが多くの委員の共通した思いではないかと私は思っています。午後、何も資料が出ないままに審議が再開されるのかと心配でしたが、少しは資料が出てきたので、少しは誠意が見えたかと思いますが、やはりもっと広い意味で共創の考え方も含めた資料を提供して、午後の審議に臨むべきではないのか、これは冒頭に申し上げておきたいと思います。

その上で、ざっくばらんにお聞きしますけれども、令和8年度にこの体育館の供用開始というスケジュールが示されましたが、今回この議案が通らなかったとした場合、特にどのような影響が出てくると想定されるのでしょうか。510 日間の工期を、例えばいろいろな形で圧縮しながら、令和8年度の供用開始を遅らせない、子供たちの教育環境や、矢巾町も使うということであれば、さまざまな関係者のメリットを損なわないようなスケジュール感というのは想定できないものかとも考えております。10月25日に県議会9月定例会が終わりますが、もう1カ月後には12月定例会が始まります。どこで審議するかは別として、

いろいろな議会運営の中でスケジュール感が決まっていけばいいと思うのです。その部分について、ざっくばらんにお聞かせいただけないかと思います。

○佐々木学校施設課長 今回工期を令和8年の3月まで見込んでおりまして、建築工事、それから電気設備工事、機械設備工事、それぞれ別発注でやります。したがって、工期を圧縮してできないかというお話でございますが、電気設備、機械設備の工事との調整も出てくるので、正直難しいと思っております。

仮に令和8年度の供用開始ができなかった場合ですけれども、新しい体育館ができるまでは、盛岡南高等学校の体育館を使わざるを得ないものと思っております。不來方高等学校から大体4キロメートル程度の距離まで通うことになりますので、我々としてはできるだけ早く子供たちにそういった移動をさせることなく環境整備をしていただければという思いは非常に強く思っております。

○関根敏伸委員 そもそも議案を提案する上で、当然可決を想定しながらも、否決される事態もないわけではないのです。当然そのことは想定しながら、県教育委員会として今回この議案を提案されてきているわけです。万が一のときは、現在の盛岡南高等学校の体育館を使うとか、いろんな教育環境に著しい子供たちへの不利、矢巾町民への使用に対しての制限が損なわれないようなことも想定しながら提案をされているわけではないですか。そこを改めてお聞かせいただきたいと思います。

○佐々木学校施設課長 確かに資料が不十分というのは、御指摘のとおりでございます。我々としては、うまい答弁がなかなかできなかったのもそのとおりでございますが、委員の方々の質問に対して誠意ある答弁をし、議決をいただきたいと思いますと思っておりました。済みません、そのような考えでございます。

○関根敏伸委員 再度お聞かせ願いますが、委員会中で、これからまだ別の議案や請願等もあるわけでございますけれども、我々委員を納得させるような追加資料の提出ができる御準備はございますか。

○上原康樹委員長 準備はできますか。

○佐藤教育長 今準備ができるかというお尋ねをいただきました。我々としては、できる限り御納得いただけるような資料を調整して臨んでまいりたいと考えております。

○関根敏伸委員 今の委員会中ということでもいいのですか。

○上原康樹委員長 ここで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○上原康樹委員長 今いろいろ話が進んでおりますけれども、この議案第17号についての審査というのは、さらに継続されるという方向でございます。その日程については、おって通知いたしますので、御了承願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○上原康樹委員長 それでは次に、教育委員会関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第33号小中学校の学校給食費無償化を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○中村保健体育課総括課長 それでは、小中学校の学校給食費無償化を求める請願について、お手元の説明資料に沿って説明いたします。

資料の1ページをごらんください。初めに、1、学校給食費についてですが、学校給食法第11条において、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は、義務教育諸学校の設置者の負担とされ、それ以外の経費、これは食材料費——いわゆる学校給食費ですが、こちらは保護者の負担と規定されているところでございます。

2、国の動向についてですが、令和5年6月13日に閣議決定されたこども未来戦略方針では、子育ての経済的、精神的負担感や子育て世帯の不公平感が存在するとしており、学校給食については、学校給食費の無償化の実現に向けて、学校給食費の無償化を実施する自治体における取り組み実態や成果、課題の調査、全国ベースでの学校給食の実態調査を速やかに行い、1年以内にその結果を公表するとされ、その上で小中学校の給食実施状況の違い、法制面等も含め、課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討するとされたものでございます。

これを受け、2の(2)のとおり、文部科学省において、これまで隔年で実施されていた学校給食実施状況等調査に、令和5年度、昨年度新たに学校給食実施状況等に係る追補調査及び学校給食費の無償化を実施する各教育委員会における取組の実態調査を加え、調査が行われたものでございます。その結果が本年、令和6年6月12日に公表されたところです。

2ページ目をごらんください。本年6月12日に公表された内容のうち、無償化に係る資料を中心に御説明いたします。

3、学校給食費等の状況についてですが、(1)の無償化等の状況について。ア、全国の状況について、調査は令和5年9月1日現在の状況となります。(ア)、調査対象、令和5年4月から8月までのいずれかの期間に学校給食費の無償化を実施中、または実施予定の教育委員会となっております。

なお、調査の時点で既に終了しているものも含まれております。

(イ)、調査回答数ですが、775教育委員会において、何らかの形で令和5年度中に学校給食費無償化を実施したとの回答がされたものとなります。

(ウ)、調査結果についてですが、調査対象 755 教育委員会のうち、学校給食費の無償化を令和5年度実施中と回答した 722 教育委員会についてまとめた表となります。項目別の教育委員会数と全ての教育委員会に対する割合を示したものとなります。

なお、表中の該当教育委員会数の右隣の括弧書き、うち本県の数が令和5年度の本県の実況となります。

各項目の結果についてでございますが、1、小学校段階、中学校段階において全員を対象に無償化を実施しているところは547、うち本県は10、割合は30.5%。2、小学校段階・

中学校段階において支援要件を設けて無償化を実施したところは 145 で、うち本県は2、割合は8.1%。ほかに小学校段階のみ、中学校段階のみ、いずれかで支給要件を設けて実施など、記載のとおりとなっております。

なお、項目1の本県の数10についてでございますが、昨年度、令和5年度の調査時点であり、令和6年度、今年度については一つふえて11教育委員会で実施となっております。

3ページ目をごらんください。次に、県内市町村における学校給食費の無償化等の状況についてでございます。イ、県内市町村の状況についてですが、令和6年度の状況を県教育委員会において昨年度調査したところ、全員を対象に無償化を実施しているところは11教育委員会、支援要件を設けて無償化を実施しているところが2教育委員会、一部補助を実施15教育委員会、未実施は5教育委員会となっております。

なお、本県の下段の項目①と②につきましては、先ほどの文部科学省の調査では調査対象とはなっていないものとなっております。

また、項目別の市町村内訳、その内容については(エ)に記載のとおりとなっております。

4ページをごらんください。次に、(2)の学校給食費の状況について御説明いたします。文部科学省において隔年で実施している調査となりますが、昨年度、令和5年5月1日現在の調査結果がこの表となります。この表で示されている数値ですが、学校給食費——実際に保護者が支払った額ではなく、食材費に相当する金額となっております。全国の状況についてでございますが、月額平均は小学校4,688円、中学校5,367円となっております。

また、都道府県平均での比較となると、小学校が3,933円から5,314円、中学校が4,493円から6,282円となっており、1.4倍弱の開きがあるところです。

本県市町村の状況についてですが、全国の状況同様、学校給食費、食材費に相当する金額となります。その月額平均、小学校が4,372円、中学校4,988円となっております。市町村平均での比較となると、月額平均で小学校が3,655円から5,263円、中学校が4,236円から6,129円となっており、1.4倍強の開きがあるところです。

学校給食費の無償化についてでございますが、現在国においてことし6月に公表された調査結果を踏まえ、小中学校の給食実施状況の違い、法制面等も含め、課題の整理を行い、具体的方策の検討が進められていると認識しております。引き続き、国の動向に注視しているところでございます。以上で説明を終わります。

○上原康樹委員長 本請願について、質疑、意見はありませんか。

○小西和子委員 11市町村が給食費の無償化を実施しているわけですが、それぞれの市町村の負担額というのはおわかりでしょうか。

○中村保健体育課総括課長 完全無償化を実施している市町村の内訳でございますが、9市町村が一般財源、2町村がふるさと納税による基金を活用しております。

○小西和子委員 額はおわかりですか。

○上原康樹委員長 答弁できますか。

○中村保健体育課総括課長 一人当たりの額でよろしければ、今……

〔「市町村で幾ら出しているか」と呼ぶ者あり〕

○中村保健体育課総括課長 済みません。持ち合わせておりませんので、後で提出させていただきます。

○小西和子委員 それぞれの市町村も結構な額になると思います。私は小学校教員でした。家庭で十分に食事を取れない子供たちがおりまして、給食のときにお代わりをいっぱいするのです。おそらく家庭で食べていないのだろうというのがわかるので、遠慮なくおなかいっぱい食べさせたい。そのためには、やはり無償化が大事だと思います。

私がおもうには、岩手県内のこの 11 市町村を見ても、そんなに財源が豊かなわけではないと思うのです。だからこそ、国でこども未来戦略方針や学校給食に関する実態調査の公表があるということは、もう無償化に向けて動き出していると私は捉えました。請願者は県でということにはなっていますけれども、憲法にも、義務教育を無償とすること、教育の機会均等という観点から、市町村や県ではなく、国で無償化を実現すべきだと思います。

ここで改めて質問します。岩手県でこれを無償化するとしたら、何十億円かかりますでしょうか。

○中村保健体育課総括課長 岩手県で無償化をするとすると、今年度の各市町村の給食費から試算しますと、約 43 億円となる見込みでございます。

○小西和子委員 来年度もそれからこの先もかなり厳しい岩手県の財政ということを知っていて、国において無償化をというようなことで、請願者にも願意をもっと確かめて、国に実現を求めるということを私は主張したいと思います。

教育長はこのことについてどう思いますか。

○佐藤教育長 担当の課長から、今岩手県がこの学校給食、小中学校分を負担するとした場合 43 億円要するというので、多額の財政負担が生じるということは申し上げたとおりでございます。基本的にこういう学校給食の無償化というものについては、全国どこの地域においても同等の水準で行っていただきたいと考えておりますので、我々としては本会議でも御答弁申し上げたとおり、国において実施していただきたいという考えでございます。

○斉藤信委員 この請願は、岩手県議会への請願で、岩手県として市町村への財政支援をはじめ必要な措置を講じるという請願になっております。そこで、都道府県レベルで学校給食費の無償化、もしくは一部無償化、その実施状況を示してください。

○中村保健体育課総括課長 他県の例ですが、6 都県において無償化、もしくは限定して補助をしております。

○斉藤信委員 中身をもっと正確に示してください。

○中村保健体育課総括課長 第 3 子以降無償化をしているのが千葉県と香川県の 2 県、対象者を限定せず無償化にしているのが青森県、東京都、三重県、和歌山県の 4 県となっております。

○斉藤信委員 千葉県と香川県は第 3 子以降、東京都とその他 3 県は完全無償化をしてい

る。東京都も市町村と折半ですか。

○中村保健体育課総括課長 東京都については、市区町村負担額の2分の1となります。

○斉藤信委員 他はどうですか。

○中村保健体育課総括課長 青森県は条件をつけておりますが、青森県で現在無償化を実施している市町村は10分の8、未実施の市町村については10分の10を負担しており、千葉県については市町村負担額の2分の1、三重県については人口減少率が高い10市町について3分の2、それ以外は2分の1、和歌山県は定額、香川県は市町村負担額の2分の1となっております。

○斉藤信委員 都道府県レベルでも、それなりに取り組まれているということだと思います。岩手県の財政事情や、県立病院に年間220億円程度一般会計から繰り入れているという状況を考えれば、なかなか財政状況は厳しいけれども、千葉県や香川県並みの第3子以降の無償化というのはあり得るのではないかと考えております。そして、基本的にこれは国が責任を持つべきことですから、一日でも早く国で学校給食費の無償化に踏み出すことが大事だと思います。確認のために聞きますが、ことし3月の予算特別委員会のときには、年間42億円と答えているのです。今答弁された43億円とは、物価高騰分を加味した金額ですか。

○中村保健体育課総括課長 斉藤信委員の御指摘のとおり、昨年度の各市町村の給食費単価だと42億円、今年度物価高騰分を踏まえて43億円となっております。

○斉藤信委員 千葉県と香川県並みに第3子以降の無償化を岩手県が実施すると、その場合も2分の1を負担するのだと思うけれども、どれだけの経費必要になりますか。

○中村保健体育課総括課長 第3子以降の児童生徒を対象として全額無償化を実施する場合、今年度の数値で試算すると、年間約8億7,000万円かかる見込みとなっております。

○斉藤信委員 今の8億7,000万円というのは、岩手県が全額を見るということですね。市町村と折半ということになれば、その半分ということになりますね。そうすると、4億3,500万円ということでもいいですね。

県内でも、3分の1の市町村が小中学校の給食費を完全無償化ということで、岩手県内でも厳しい財政状況の中で着実に広がっています。なぜかという、やはり今の物価高騰の中で、給食費は保護者負担の中で大きいのです。ひと月4千数百円といっても、年間で5万円ぐらいになるわけです。子供が2人いたら10万円です。本来なら、憲法からいえば義務教育は無償だから、給食が教育の一環だとすれば無償化の対象にしてもおかしくない。実は戦後学校給食を進めたときに、学校給食の無償化を目指しますということが国会の記録に残っているのです。それがその後、残念ながら材料費は保護者負担というようになったのだけれども、戦後の出発点は、学校給食費の無償化を目指すということでした。そういうことを考えれば、行く行くは国の制度として学校給食の無償化を実施されるべきだけれども、それを本当に促進する意味で、岩手県として第3子以降の無償化で音頭を取るということも積極的な意味を持つのではないかと考えています。

青森県は、かなり大胆にやっているのですけれども、原子力発電所関係の交付金をかなりの規模で持っていますし、東京都は何兆円という財源がある自治体ですから、同じようにはいかないのだと思います。ただ、その中でも、こういう願いに応えて、岩手県がそれなりの財政支援をすることは必要なことではないかと思いますので、ぜひこの請願を採択していただきたい。

○中村保健体育課総括課長 先ほど小西和子委員から質問がありました学校給食費の年間経費についてでございますが、11市町村のうち、一番少ないところで約1,000万円、一番多いところだと1億3,000万円ほどの負担となっております。

○飯澤匡委員 お二方の意見のとおりで、また執行部の考え方もそうで、これは国が全国一律で将来の子供たちの人材育成という面にも向かって、そういう負担のあり方であるべきだと私も思います。国もそういう動きでありますし、今後の動向を注視したいと思います。やはり請願者の意図を酌むという広義に解釈しますと、請願事項の中にも市町村への財政支援をはじめ必要な措置を講じることとあります。要は金銭的なことでなくても、岩手県がやれることはたくさんあると思うのです。例えば、農林水産部との連絡を通じて、材料費の点について、いろいろな支給のあり方や、それからいろいろな産業の方々に呼びかけるやり方だとか、もう一つ、このアクションを起こすという部分について、トップクラスの子育て支援をやるということだったら、誰もやっていないことをやってしかるべきだと思うわけです。

したがって、今回、岩手県の財政はかなり厳しいということは、私もよく存じ上げていますが、いずれもう一步強力なアクションを起こす時期にあるし、岩手県としてもその姿勢を示すべきだというような考えに立って、会派でもかなり議論をしましたけれども、この請願に賛成するという事でサインさせていただきました。

もう一回繰り返しますけれども、国の制度を待っているということではなくて、岩手県は、子どもや子育て世帯を大事にする県にするというのだったら、もう少し象徴的なアクションを起こしてもいいのではないかと思います。請願に対する態度表明も含めて、意見を述べさせていただきました。

○上原康樹委員長 採択との意見がありました。ほかにありませんか。

○工藤大輔委員 我々の会派も、紹介議員になっているということなのですが、会派の中でもそれぞれ考えがあります。小中学校という義務教育課程の中、設置者である市町村で給食の体制がしっかり整っているのかどうか、一部の市町村でだけ支援することによって、全県の子供たちに不公平感を与えることにならないかなどいろいろな意見があります。

私も岩手県の財政は非常に厳しいと思っており、国に対してこれまで以上に強く要望することも含めて、さまざまできる対応ということで、態度表明とすれば賛成はしたいと思いますが、やるならば市町村と一体となってやる必要があると思います。まだ全県の中で支援の体制が整っていないということであれば、よく市町村とも協議をしていただきたいということを求めたいと思います。

○上原康樹委員長 本請願の取り扱いをどうするのかという中で、皆様方からの御意見をいただいている中で、取り扱いについての賛成、あるいは意見表明をいただいているものと理解しております。ほかにありませんか。

○高橋こうすけ委員 私どもも小中学校の学校給食費無償化を求める請願について、先ほど飯澤匡委員からもございましたが、非常に大事なことでございまして、採択すべきと考えております。

○上原康樹委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 ここまでの御意見を伺いますと、採択との御意見が相次いでおります。本請願を採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

次に、受理番号第 34 号岩手県立西和賀高等学校の令和 7 年度生徒募集についての請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○西川高校改革課長 それでは、岩手県立西和賀高等学校の令和 7 年度生徒募集についての請願について、資料に基づき御説明いたします。

初めに、1、西和賀高等学校の入試の状況ですけれども、表の中ほどの入学者数ですが、令和 2 年度から 30 人、33 人、36 人、29 人、44 人となっており、その右の過不足は令和 2 年度から三角 10 人、三角 7 人、三角 4 人、三角 11 人、プラス 4 人となっております。

なお、一番右側に備考欄を設けておりますが、令和 5 年度の県外 2 名につきましては、隣接協定校を結ぶ秋田県横手市からの入学者となります。

次に、二つ目の西和賀町及び北上市内の中学校の卒業予定者数の推移ですが、(1)、西和賀町内につきましては、令和 6 年 3 月の 28 人と比較しますと、7 年 3 月以降、中段に記載のとおり、プラス 6 人、三角 4 人、三角 9 人、三角 3 人、プラス 4 人と推移し、(2)の北上市内につきましては、令和 6 年 3 月と比較しますと、中段に記載のとおり、7 年 3 月以降に三角 24 人、三角 17 人、三角 33 人、プラス 8 人、三角 10 人と推移する見込みとなっております。

参考までですけれども、(1)の西和賀町内の R11、3 月の下段にあります対 R 6 年度比較を見ますと、三角 6 人、それから(2)の北上市内の R11、3 月の下段にあります対令和 6 年度比較を見ますと三角 76 人となっており、二つを足しますと三角 82 人となっております。西和賀町及び北上市管内の中学校卒業予定者数は、令和 11 年度には令和 6 年に比べ 2 学級程度の生徒数の減少が見込まれるものとなっております。

次に、3 ですけれども、西和賀町内及び北上市内の中学校卒業者が西和賀高等学校に進学する数及び率を記載しております。(1)、西和賀町内につきましては、卒業者に対する同高校の進学者は、令和 4 年度から 8 人、12 人、12 人となっており、卒業者数に対する進

学率は3か年の平均で37.2%となっています。(2)の北上市内につきましては、卒業生に対する同高校への進学者は、令和4年度から28人、15人、27人となっており、卒業生数に対する進学率は3か年の平均で2.8%となっております。

次に、4番目の北上市及び西和賀町管内の各高校の入学者の状況ですが、一番右側に合計欄がございますが、募集定員総数720人から入学者数を除いた欠員につきましては、令和4年度から三角150人、三角175人、三角136人といった状況となっております。

県教育委員会では、これまでに御説明した管内の中学校卒業予定者数の数、同校への進学者の推移など、またいわて留学の実績等を踏まえた試算を行い、西和賀高等学校の令和7年度の入学者数につきましては、2学級を要しない程度ではないかというように見込んでいるところでございます。

また、県教育委員会では、ことし8月の常任委員会説明後、それから県民への公表後に、岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正の手続を進めており、あわせて例年10月に行っています生徒及び保護者等に公表する県立高等学校入学者選抜実施要項について、印刷の準備を進めていることを御報告いたします。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○上原康樹委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○関根敏伸委員 個人的にはこの請願は採択すべきという立場でありますし、会派でもそのように全員で意思を統一させていただいているところであります。

今、北上管内の生徒数の状況、人口動態等厳しい実態が示されました。これは全くそのとおりだろうと思っておりますし、大きな違いが出るわけではないのですが、こういう時代だからこそ、小規模自治体にある小規模校のあり方、いわて留学をどうするのか、これはしっかり議論するいい機会になる。これがこの請願のやはり大きな議論の本筋ではないかと思っています。

その上で、改めてお聞きしたいのですが、私は6月定例会の本会議でいわて留学の取り組みについて質問させていただきました。達増知事からは、いわて留学に関して、本県の人口戦略としても重要と認識しております。それを踏まえて、定員を一定程度上回る志願者数や入学者数の実績がある場合、生徒の教育機会の確保及び教育の質の保障などの観点を考慮して、県教育委員会において学級増など適切な学級編制に取り組んでほしいと考えておりますと答弁がありました。この答弁を受けて、佐藤教育長にも質問させていただいたわけですが、そのときの佐藤教育長の答弁はこうでありました。今後も県内生徒の学ぶ機会の確保に配慮しつつ、実施する各学校や地元自治体が安定的に県外募集を実施できるよう、これまでの実績の評価や課題を踏まえ、制度の改善を図りながら、いわて留学の一層の充実を図ってまいります。これが答弁の内容であります。

改めてであります。いわて留学及び小規模校等に関する県教育委員会のスタンスに変わりはないかお聞かせいただきたいと思います。

○西川高校改革課長 県教育委員会の見解ですけれども、6月定例会の関根敏伸議員の質

問にお答えしたとおり、今でも複数年に入学者または志願者等の実績が確認されれば、2学級化については検討してまいると考えております。

○**関根敏伸委員** 複数年はさておき、大きな方針として、県内学生の学ぶ機会の確保といわて留学の推進を両立させるということが政策の本筋ですよね。改めてここは聞かせていただきたい。

○**西川高校改革課長** まさしく関根敏伸委員のおっしゃるとおりで、小規模校につきましては、やはりいわて留学の取り組みが学校存続に直結しているものと思っております。そういった意味では、県教育委員会では教育のテリトリーの中で対応することも可能かと思いますが、知事部局におきましても、やはり何かしらの予算的な支援もいただきながら、両輪になって学校存続に地方創生の観点も含めて取り組んでいくべきものと考えております。

○**関根敏伸委員** そういう観点は、ぜひ知事部局とも連携して進めていただきたいと思います。

その上で、この時期になりますと、教育委員会は、県内の市町村にある県立学校、あるいは市町村の教育委員会等と情報共有を図りながら、来年度の高校入試の状況等はある程度もう把握されている時期だと思うのですが、来年春に西和賀高等学校への入学志願者の状況を現時点でどのように捉えていらっしゃるのか、お聞かせいただければと思います。

○**西川高校改革課長** 高校の聞き取りではないのですが、実は今回西和賀町議会において請願が採択されまして、この9月に西和賀町教育委員会の方々と3回ほど意見交換させていただきました。そういった中で、西和賀町管内の中学校の卒業予定者、それから北上市内の中学校の卒業予定者、それから1日体験入学等の数値をもって、このぐらいの生徒が西和賀高等学校に入りたいと志願するという数字はいただいているところです。

○**関根敏伸委員** 恐らく具体的な数は把握されているのだと思いますが、私がさまざまな関係者からお聞きしている範囲では、50名から60名、場合によっては60名を超えてくるのではないかというように思いますけれども、ただその状況は来年の西和賀高等学校の学級数がどうなってくるのかに相当左右されるのではないかというように考えております。

私がお聞きした範囲では、東京都で行われた県外留学フェアでのブースへの来場者は、去年の20名から今年50名と、倍増以上ということです。それから、先ほどもお話があったとおり、隣県協定によって、秋田側は小規模校を廃止して一定規模の学校を残すという大きな方針があるようですから、小規模校に進みたいという子供が秋田側から入ってくる。そして、和賀地区で毎年行われている中学校の学生説明会等では、100名を超える状況だというような状況をお聞きしております。こういったことを考慮すると、大体の募集の状況、傾向が捉えられてくるわけです。

加えてですが、これは県教育委員会の調査ですから、県教育委員会自体が一番把握されていると思いますが、令和5年に県内の中学校3年生にどの学校規模の学校に進学したい

ですかというアンケートを実施したら、1 学年 3 学級以下の学校に進学したいという子供が 4 割いるというのです。1 学年 1 学級に行きたいという人が 12%いるというのです。県が進めている 4 学級から 6 学級という望ましい学校に進みたいという数とほぼ拮抗する数が小規模校に行きたいという、学びの場の多様性というものが子供たちの中に明らかに広がってきている。このことを踏まえて、小規模校にしっかりと焦点を当てた政策を推し進めていかなければならないと思います。

その上でお聞きしたいのですが、仮に私が、あるいは県教育委員会が把握しているような人数が、来年度の募集定員が調整されずに入試に臨んだ場合、相当数の子供たちが不合格になる可能性があるわけです。西和賀高等学校は、御承知のとおり、岩泉町とか葛巻町とあわせて、通学が非常に不便だから、特例校として 1 学年 1 学級でも残しましょうという学校に指定していただいているわけです。仮に多くの不合格者が出れば、地元の中学校から地元の高校に進学できないという、いわゆる特例校に位置づけられている役割を西和賀高等学校が果たせなくなる状況が生じてくると思います。これは特例校そのものの意味がなくなってくると思うのですが、どのように考えられますか。

○西川高校改革課長 現高校再編計画の特例校の扱いの前提条件としましては、通学に困難な生徒というようなくだりがございまして、実は西和賀町からいただいている資料には、西和賀町管内と北上市管内の二つの数字から構成されて、その志願者数となっております。ついては、西和賀町の志願者の方の数は既に確保されており、北上市内の方を含めると確かにその数になるのですけれども、北上市内の中学生はほかに通学できる高校が普通科系でも複数あるということも認識しておりますので、特例校の基準の考え方は、今回は違うのかというように認識しております。

○関根敏伸委員 私は、現在西和賀町からどの程度西和賀高等学校に志願をされようとしているのかまでは、具体的に捉えていませんけれども、御承知のとおり西和賀町は縦に長く、北上市から盛岡市に行くぐらい、湯田町から沢内の雫石圏内までであるわけです。そういったことを考慮した学校の在り方ということを、ぜひ考えていただきたいと思うのです。

その上で、今高校改革課長も複数年ということをおっしゃいました。教育長からもその答弁はいただいていますし、ことしの 9 月定例会の本会議でも同じようなやり取りがあったのですが、なぜ複数年にこだわるのか、その理由をお聞かせいただきたいと思います。なぜ今年度末に、来春の入試からふやすことができないのか。率直にお聞かせください。

○西川高校改革課長 県教育委員会では、翌年度の学校編成について、3 月の志願者とか入学者、合格者数の実績を基に、来年の学校編成をどのようにするか検討している状況です。そういった中で、西和賀高等学校に関しましては、冒頭御説明した資料と、いわて留学の今年の実績を踏まえた上で、ある人数の志願者数を見て、まだ学級増には早いということで、ことし 8 月の常任委員会の説明ではお話ししなかったところです。

そういう意味でも、これまで県教育委員会は少なくとも現行計画 10 カ年におきましては、1 学年、単年度での入試実績をもって判断した例はなく、学級減と同じように複数年の実

績を見て、かついわて留学の取り組みがしっかりと複数年県外から選ばれるようになってくるのを確認することが肝要かと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○**関根敏伸委員** 県教育委員会の考え方はわかります。減らすときには一定の基準があります。減らす基準はできていますし、やはり学級数が減るということは、地域に与える影響も、学校に与える影響も大きいわけですから、激変緩和という考え方は当然あって、複数年見ることは必要ですが、よい取り組みは、それを持つことによって、逆にチャンスを出す可能性もあると思うのです。ふやして満たなかったら、基準にのっとって粛々と減らしていけばいいのではないのでしょうか。逆に、ふやすチャンスを逃すことによるデメリットをどう捉えていますか。

○**西川高校改革課長** デメリットに直接リンクはしないのですけれども、私どものほうで今回西和賀町から頂いたデータを基に、今後8年程度の中学校、小学校の在籍者数から志願者数を試算してみました。それで、令和4年度に3.4という率がございまして、それを若干上振れする形で試算しても、やはりまだ2学級を要しないのではないかという捉え方をしております。確かに関根敏伸委員がおっしゃるとおり、行きたい高校が1学級校であることによって志願できないといった学生は、一定程度存在するものと認識しております。

ただし、実は西和賀町は、昨年の状況も一部お聞きしておりまして、その数字と比べますと、それほど差異はないというところも感じておりまして、そういうことで、今そういった形で学級増は必要ないのではないかと考えております。

○**関根敏伸委員** その部分の認識はいろいろあろうかと思います。これからこの請願に対しての委員会の意思と、10月10日には県議会としての意思が示されることになるわけであります。どういう結果になるかは、これからということになります。

手続としてお聞きしたいのですけれども、先ほどおっしゃっていたとおり、学級数に関しては岩手県立高等学校の管理運営に関する規則で定められます。現在改正に向けた手続を行っているという御発言がございましたが、この改正時期のタイムリミットはいつなのかお聞かせいただきたいです。

○**西川高校改革課長** タイムリミットですけれども、まず事前審査を9月中旬に終えておりまして、今回冒頭でお話しした学校設置条例もあわせてかかることとなりますので、中日採決を待って、それ以降に教育委員会定例会を開いて審査することとしております。

○**関根敏伸委員** そういうことであれば、今議会等の状況を見ながら、教育委員会議等で改正のあり方等も議論される余地はあると考えてよろしいでしょうか。

○**中村高校教育課長** 済みません。タイムリミットとは少しずれてしまいましたが、タイムリミットに関して少しお話をさせていただきますと、中学生の進路志望の決定について、各中学生や保護者が各高校や学科の特色や魅力、各高校の学級編制等、進路選択、決定するために必要な情報をなるべく早い時期に提供して、生徒、保護者が早期に検討できることが必要だと考えております。そういったことから例年6月から9月の各中学校での高校説明会、それから7月下旬に各高校で実施される説明会、それから7月下旬の各中学校で

の3者面談、そして8月上旬に各県立高等学校の学級編制の公表などにより、生徒や保護者に早い時期に必要な情報を提供して、志望校の検討ができるようにしているものでございます。

8月上旬の学級編制公表後は、各中学校において進路希望調査や面談などにより、丁寧に志望校決定に向けた支援を積み重ねてきております。その後、10月下旬の入試要項の公表後は、生徒、保護者に対して、県立高校入試の入試制度に関する説明会を行って、その上で積み重ねてきた進路指導を踏まえて、11月下旬から12月上旬に実施される3者面談において最終的な生徒の志望校を決定しているものでございます。そういったことから、8月上旬に学級編制の公表をしています。

○関根敏伸委員 まさに子供たちにとっては、進路を決める大きな判断材料になるわけですから、この方向性を早いうちに示すのはもちろんです。仮に、志願していた高校の学級が減ることになれば大きな影響を与えることになるわけですが、逆にふえるということであれば、私は子供たちへの進路の影響は、逆に選択の幅が広がることになるのではないかと考えています。冒頭申し上げたとおり、岩手県内の子供たちの学ぶ機会の確保と県内留学を進めるという二つの答弁が県教育委員会の方向性をしっかりと確認したわけですから、それをどうすれば図れるのかということを考えれば、やはり学級数をふやすことを選択するのが最も政策の方向性に合致したものではないか。私はそのように考えております。

私の意見はここまでです。いずれ今後県議会としての意思が示されてくると思っておりますし、この請願とは別に県の教育委員会には、関係者、また西和賀町からも、西和賀町の住民世帯数にほぼ等しい2,000筆近い署名を伴って、学級増を求める要請がなされていると聞いております。ただ、知事部局は受け取りを拒否したというような話も聞きましたし、先ほどは知事部局と一緒にあって、地方創生の観点からも取り組みたいと答弁されていますが、残念ながら今のところ窓口は県教育委員会しかないわけです。いわて留学、高校の魅力化、地方創生とありますが、知事部局との一体的に取り組みは残念ながらできていないということを、受け取り拒否されたという話を聞いて正直がっかりしました。教育委員会に文句を言ってもしょうがないのですが、それはぜひともお願いしたいと思います。何度も申し上げておりますけれども、小規模校や小規模自治体のあり方を決定する方向性を、この請願の流れを受けて決めていく大きな変革点になるのではないかと捉えております。

そういった意味では、県教育委員会の大きな御判断をお願いしたいことを申し上げまして、私はぜひ請願を採択すべきという立場で意見表明させていただきたいと思っております。

○西川高校改革課長 先ほど知事部局の関係のお話もありましたが、実は今回西和賀町議会の請願や、知事宛てと教育長宛ての文書をいただいております。実は、正直言いくいところもあるのですが、事前に宛名の方にアポイントがあつて、今回その方に事前に説明しておりません。また、西和賀町からいただいた署名は、市町村課に届けられたのですが、製本もされず、ゴムの輪っかであつたままの状態、私もこれまでに

ろいろな市町村の要望や請願を聞いていますけれども、少しどうかなのかと思うところもありました。ただ、知事部局の話ですが、市町村課はそのとおり受け取りの拒否のようなものはあるのですけれども、地域振興室から、いわて留学について何か一緒に取り組みができないかという話を受けております。課が違うのですけれども、そちらと取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○斉藤信委員 私もこの請願は採択すべきだし、県教育委員会は西和賀高等学校へ進学したいという子供たちの願いに背を向けていいのか、涙を流す子供たちをつくっていいのか。私はここだと思うのです。生身の話なのです。

実際に今年度の志願者は49人、入学者は44人で5人が落とされた。定数が40人ですから、恐らくその1割まではぎりぎり取ったのだと思います。しかし、5人を落とさざるを得なかった。この5人の中には、西和賀町出身の子供がいますが、電車と車を乗り継いで泣く泣く北上市内に通っているそうです。

そして、関根敏伸委員も詳しくお話ししましたが、管内では50人から60人ぐらいの志願者がいて、西和賀町教育委員会は今までになく中学校を訪問して、手応えを感じているそうです。いわて留学も、県外留学フェアでの西和賀高等学校のブースには去年の倍の人数が来ている。今年のいわて留学の入学者は5人です。40人定員の中の5人ですから、恐らく10人も入れることにならないと思うのですが、いわて留学の定数はあるのですか。先にそこを聞きましょう。

○中村高校教育課長 西和賀高等学校のいわて留学での定員の考え方なのですが、定員の中で何%といったことは定めておりませんが、西和賀町で用意している宿舍の許容量、入学者の予測人数などから、西和賀町と県教育委員会で協議して、今年度につきましては8名という形で定員を定めたところでございます。これは、毎年協議しながら定めていきたいと考えております。そしてもう一つ、全体の合格者数につきましては、いわて留学の合格者が5名を超える場合には、最大44名まで総合格者を可とするというように、今年度から運用するところでございます。

○斉藤信委員 そうすると、いわて留学の入学者は来年度は8名までということになったということですね。そうすると、8名入ってくることは、全体の応募者は定員をオーバーすると思うのだけれども、それでも、今年度よりさらにふえていわて留学を受ける。そうすると、40人学級に固執すれば管内の子供が入れないという矛盾が起こるわけです。要は、管内で今まで以上に西和賀高等学校に入りたい生徒がいる。手応えとして、今年度以上に来年度の入学者は多くなると思います。だとするなら、管内の子供が今年以上に不合格になって、15の春に泣くということが予期されても、県教育委員会が1学級に固執したら、これは希望郷いわてにならない。子供たちに希望があるという手応えがあるならば、2学級にして、管内からの子供たちが地元の高校に入れるようにすることが子供たちに本当に寄り添った教育行政ではないでしょうか。教育長、大事なところですよ。私は、そういう精神で今度の2学級の要望には、しゃくし定規ではなく、生身の子供たちの進路をどうする

かということで、柔軟に対応すべきではないかと思いますが、いかがですか。

○佐藤教育長 西和賀高等学校、それから西和賀町の御努力によって、いわて留学により昨年初めて留学生を出しました。それから、北上市内にも西和賀高等学校の実績を踏まえて進学したいというお子さんが実際にいらっしゃるということの中で、昨年は40名の定員に対して1割増の44名の合格者が出たというところで、その実績については高く評価しているというところでございます。

これまで本会議でも御説明したところでありますが、学級数を減じる場合に、1年限りでの入試の状況をもって減ずることはありません。今回1学級校が定員を超えたことで、学級増をするかどうかという判断は、これまでなかったという実態がございします。そこで、我々として避けなければならないのは、1年ごとにその状況を見て、定員がふえたり減ったりすることというのは、西和賀高等学校のことを言っているわけではないのですけれども、学級の編制が、逆に県内の子供たちに対して非常に不安定な材料を提供することになりはしないかということで、生徒数の減を見ますと今後学級減がどんどん出てくるような状況になるのではないかと。そのときに、8月の時点で公表した内容で学校現場は進路指導等、あるいは生徒本人も含めて進路選択あるいは進路について考えるということを積み重ね、10月になると募集要項が出るその2カ月間の中で、我々も作業を進めてきています。それが10月にならないと決定できないという状況が今後生まれてくるのかという、事務方としての課題意識も正直持っております。

いずれいわて留学を進めるという方向性については、岩手県としてもしっかり取り組んでいくと考えておりますし、いわて留学、もともとは県内留学を進めるに当たって、岩手県内の子供たちがそれによって学ぶことができなくなるということは避けましょうという考えでスタートしたものでありますから、これを両立させるということはそのとおり必要なことだと思います。しかし、年度ごとに定員がふえたり減ったりすることが今後続いていくということについては、我々として少し危惧を覚えていることであり、増減にかかわらず、しっかり複数年の状況を見て判断して安定的な定員というものを子供たちに示していく必要があるであろうという判断の中で、先例はございませんでして、これまで学級減したときの考え方を踏襲すれば、やはり複数年見て、これが永続的に続くのだということで、我々としては判断したいということで答弁をさせていただいたということでございます。

○斉藤信委員 やはり、残念ながらしゃくし定規なのです。私は生身の話をしているのです。だから、例えば今年度49人が応募して、いわて留学の入学者が5人で44人になったということです。今度8人まではいいとなったら、44人どころではなくふやさないとならないと思うのです。それで今年、実際に地元の子供が落とされたのです。来年度はこの悲劇がもっと広がる。私はそういうことでいいのかと聞いているのです。

なぜ西和賀高等学校で学びたいのかというと、根拠があるのです。高校魅力化はどこもやっているけれども、西和賀高等学校は本気になって、国公立大学に毎年5人以上入れる

ようになった。だから、例えば西和賀町のトップクラスの中学生在が来年度は西和賀高等学校に入るといふ変化が生まれているのです。これは葛巻高等学校の場合もそうでした。葛巻高等学校もそういう努力をして、地元のトップクラスの子供たちが葛巻高等学校から国公立へ進学できる。今西和賀高等学校はそうなりつつあるのです。そして、集中特別だとか、公営塾だとか、本当に親身になって進学指導をやっています。また、温泉旅館を活用した寮を整備して拡充するということもやっているのです。だから、やはり西和賀高等学校で学びたいという、これはある意味そういう努力の一つの結実なのです。

だから、機械的に一年一年で増減するのではないかという話でしたが、私はそう思わない。数年はこの傾向が続き、維持できると思います。数年続くのだったら、毎年のように地元の子供たちが地元の高校に入れられないような状況をつくっていいのだろうか。私は、それはあってはならないことだと思うのです。残念ながら、今年はそういう悲劇が起きた。来年はそういう悲劇がさらに広がりそうだと思います。いわて留学による入学者がふえるのはいいのだけれども、地元から入れなくなったら、いわて留学の意味がないではないですか。だったら、2学級にして地元からも入れる、いわて留学もふえる。いわて留学をふやしたのだったら、定員もふやすということをしなかったら、あなた方のやり方は矛盾しています。どう思いますか。

○西川高校改革課長 改めまして、再試算させていただきました。そういったときに、2年後にはいわて留学を除いた数字が40人を切るという数字に試算しております。そういった試算もあるので、いわて留学のしっかりした取り組みはどのぐらいの数になるのかを見させていただきたいと考えております。

確かに西和賀町から頂いた資料には、かなりの数で伸びるような率で構成されているのですけれども、北上市内の生徒数が減少する中で、毎年ある一定の率をふやして計算されているのです。そのため、そこまでは岩手県としては確認が取れないというのが正直なところでございます。2学級に踏み切れないというのは、そういった状況でございます。

○斉藤信委員 それは、あくまでもこの間のあなたの機械的な計算です。問題は、やはり急速に西和賀高等学校で学びたいという子供たちがふえているということで、私は西和賀町内からの進学がふえると思っています。今は、まだ50%ぐらいなのです。だから、今の魅力からいったら、葛巻高等学校のように8割まで行くかどうかかわからないけれども、生徒減少の中でもふやせる可能性があるのではないかと。

そして、何よりも西和賀高等学校の魅力が伝わっているから、こういう状況になっているので、そういう意味で、西川高校改革課長、子供を落として泣かせていいのですか。ここなのです。今年は5人泣いた。来年はもっと15の春を泣かすようなことで、いいのですか。責任が取れますか。これはそういう問題です。子供たち一人一人にとってみたら、一年一年が青春なのだから。私は、そういう悲劇をつくらず、地元に進学したい子供をしっかり受け入れる。少なくともいわて留学で入学者をふやした分は、地元をふやさないとダメです。いわて留学をふやして、地元分は減らすという学級編制はあり得ないと思います。

すごい矛盾だと思いませんか。

○中村高校教育課長 不合格者が出るということは、確かに非常に残念なことでもあります。一方で、選抜ということで、学力検査等々を含めて実施している以上、合否判定が行われるところでございまして、各高校の校長は学力検査及び調査書等の合計点を基に、当該校の教育を受けるに足る能力、適性を持つ人物であること等を含め、総合的に判断して選抜していくものと、このように考えております。

○斉藤信委員 教育現場を踏んだ方の答えとは思えない。あなた方の言う 40 人学級とは、いわて留学を 8 人にふやして、地元から入る分を減らすのです。入りたい高校に入れない子供をふやして、胸が痛みませんか。私はそのことを言っているです。また、地元にとって本当に魅力のある高校になってきているから、管内からも入ってくるということなのだと思います。だから、しゃくし定規ではなく、今年の倍率は県立高校でトップレベルなのです。1.23 倍というのはトップレベルなのです。そして、1 学級になってこれを超えた例は初めてなのです。初めての画期的なことなのです。地元が努力していて、来年度はもっとふえそうだ。そういう現実の熱い動きを受け止めて、子供たちを泣かせるような、機械的な対応はすべきではないと考えます。

これは、請願の採択を踏まえて、また教育委員会議で最終的には決まるのだと思うけれども、本当に県民の願いや県議会の熱い議論を踏まえて、しっかりやっていただきたい。

○上原康樹委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。意見表明がある方はあわせて発言願います。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 もう既に意見は表明されておりますけれども、改めてさらに意見表明のある方はいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 ここまで採択との御意見を伺いましたけれども、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

次に、受理番号第 35 号盛岡一高バレーボール部に関わる調査検証委員会設置についての請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○黒澤教育企画推進監兼サービス管理監 盛岡一高バレーボール部に関わる調査検証委員会設置についての請願に係るこれまでの経緯等について説明いたします。

これまでの経過は、資料 1 ページから 2 ページにまたがる表のとおり整理させていただきました。1 ページ目の下から 3 段目でございますが、令和 5 年 10 月、外部専門家のうち

5名が調査検証委員会を設置するよう県教育委員会宛て要望書を提出されました。一番下にございますが、本年5月、再発防止「岩手モデル」を策定したところでございます。

2ページをごらん願います。本年6月、県教育委員会から調査検証委員会を設置しない旨回答いたしまして、今般請願が提出されたところでございます。再発防止「岩手モデル」策定委員会の外部専門家7名につきましては、表の下に記載のとおりでございます。

3ページをごらん願います。調査委員会について説明いたします。(1)の目的、構成は記載のとおりでございます。6名の委員は、精神科医師、臨床心理士、大学教授、准教授、弁護士という構成でございまして、調査員には弁護士が選任されたところでございます。

調査報告書の概要につきましては、イ、報告のとおりでございますが、二つ目のボツのとおり、顧問教諭の盛岡第一高等学校での問題ある指導について、県教育委員会及び学校には①、②、③のいずれもが欠けていたとの指摘がございました。

また、最後のボツのとおり、再発防止に向け、三つの方針の提言がございました。方針2では、学校及び県教育委員会は本件事案が発生した理由を明らかにし、①、②、③が確実にできる体制を築くことが、方針3では、提言に基づく岩手モデルの策定と発信が提言され、これらを県教育委員会の主導で確実に遂行されなければならないことが示されたところでございます。

4ページをごらん願います。策定委員会について説明いたします。目的につきましては、(1)、アのとおりでございます。委員は、イ、構成の(ア)のとおり、資料の2ページで御確認いただいた外部専門家7名と県教育委員会及び知事部局の職員15名という構成でございます。活動としては、(2)のとおりでございます。

5ページをごらん願います。調査、事実関係の整理に係る基本の方針については、アの表の(ア)のとおり、調査報告書の提言に基づき、県教育委員会が主体となって事実関係の調査、整理を行い、(イ)のとおり、事実関係の調査、整理に当たっては、外部専門家の全ての事実を突き止めるのではなく、より広く事実を捉え、広めの事実を拾う作業が再発防止策の検討に有効であるとの助言を踏まえ、作業いたしました。

また、策定委員会における調査とは別に、県教育委員会が顧問教諭の処分に向け、元部員の聴取を行いました。顧問教諭による行為の確認を目的とし、公開を前提としていなかったため、策定委員会への報告は行っていないところでございます。

事実関係に係る御遺族、被害生徒御家族との認識が相違する点の対応につきましては、イのとおり、被害生徒御家族は当初から第三者による徹底した解明を希望され、県教育委員会職員による調査や広めの事実を拾うという調査、整理のやり方について、最後まで納得は得られないところでございました。このため、県教育委員会の整理と被害生徒御家族の御認識との間の相違部分につきましては、被害生徒御家族の御認識も併記しまして、その上で事実認定を行ったところでございます。

6ページをごらん願います。5名の外部専門家からの要望書への対応について御説明いたします。(1)のイのとおり、要望において、モデルは早急に策定すべき、調査検証の手

続はモデル策定手続とは完全に独立させ、調査検証委員会を立ち上げることが望ましいとされていることを踏まえ、また御遺族の意向も確認の上、県教育委員会としては、まずはモデル策定を最優先に取り組むこととしたところでございます。

県教育委員会内の協議、検討については、14 ページから 17 ページ、参考 2 に記載のとおり、要望書に対する論点整理を行いまして、ただいま御説明しております 6 ページ、(2) のとおり、弁護士に相談した上で県教育委員会において協議するなど、慎重に検討してまいりました。

要望書への回答は、(3) のとおり、民事訴訟で事実認定が行われているほか、モデル策定の過程でも可能な限りの調査を行い、当時の事実関係は相当程度明らかになっていること。事実関係の部分で見解等に見解等がある部分は、被害生徒御家族様の御認識を併記して整理していること。事案発生から相当期間が経過し、当時の関係者の記憶が定かではない状況であり、調査を第三者に委ねても新たな事実が明らかになることが期待できないことから、調査検証委員会を設置しない旨、本年 6 月に文書で配付をしたところでございます。

7 ページをごらん願います。請願の内容に対する県教育委員会の認識について説明いたします。請願を段落で区切って整理させていただきました。請願の 3 段落目につきまして、当該事案は令和 5 年度中に生じた事案でしたが、策定中のモデルの取り組み等を参考に、関係者への聞き取りや確認等を行った上で、本年 6 月に懲戒処分を行ったものでございます。

請願の 4 段落目につきまして、策定委員会における事実確認は、民事訴訟において証拠採用された資料に基づいて行い、資料が存在しない期間は補足的に聴取を行っており、当時の事実関係は相当程度明らかになっていると考えているところでございます。

なお、顧問教諭を懲戒免職としたほか、関係した当時の学校の管理職及び事務局職員の懲戒処分等を行ったところでございます。

請願の 5 段落目について、訴訟を継続する中、部活動顧問を続けた経緯について事実関係を整理し、当時県教育委員会において訴訟対応の過程で明らかになった情報等を踏まえ、必要な対応について、当該校に対する具体的な指示や情報共有を怠ったことが不適切だったと結論づけ、再発防止策として、①、②、③等の対策を講じたところでございます。

8 ページ、ごらんいただきたいと思います。請願の 6 段落目でございます。元部員への聴取は、県教育委員会として、顧問教諭の懲戒処分に向けた調査として、当該顧問教諭の行為を確認するために実施したものでございまして、公開を前提としたものではなく、開示困難と判断したところでございます。

請願の 7 段落目につきまして、盛岡第一高等学校が元部員に調査を行ったことは、訴訟の判決の中で事実認定されており、判決を踏まえ、事実として認定しているところでございます。また、被害生徒御家族の御認識を併記した上で、元部員が調査を受けた記憶がないという事態を招いた要因につきましては、平成 24 年における盛岡第一高等学校による調査の対応が不適切だったと結論づけ、再発防止策として不適切な指導に係る初動対応フロ

一を整理し、聴取する際の様式を整備したところでございます。

9 ページ、請願の 9 段落目についてでございます。理由の解明に当たっては、外部専門家からの御意見を踏まえ、時間の経過等によって事実確認が困難な点も踏まえ、幅広く事実を認定しながら、事実関係を整理したところでございます。

また、策定委員会において出された御遺族、被害生徒御家族、外部専門家の御意見も踏まえ、モデルにおける再発防止策を検討してきたところであり、各事案における県教育委員会及び学校の不適切だった点への対応等も含め、過去の事例と真摯に向き合い、現時点で考え得る再発防止策を提示したと考えているところでございます。

11 ページから 13 ページには、参考 1 として、盛岡第一高等学校事案に関する民事訴訟の判決の概要等をつけさせていただきました。

14 ページから 17 ページは、参考 2 として、先ほど申し上げましたが、要望書に係る論点整理をしたところでございます。

18 ページから 19 ページの参考 3 につきましては、盛岡第一高等学校事案及び不来方高等学校事案での対応として、不適切だった点を踏まえた岩手モデルの主な取り組みを整理したものでございます。

5 ページにおいて、県教育委員会が整理した事実と被害生徒御家族の御認識との間の相違部分は、被害生徒御家族の御認識も併記し、その上で事実認定を行ったと説明させていただいたことについての参考としまして、20 ページ、21 ページに参考 4 として、再発防止岩手モデル資料編の抜粋をつけさせていただきました。

20 ページをごらん願います。岩手モデル資料編の 58 ページの抜粋になります。このページには時期の記載がございませんが……

〔「細かくて見えない」と呼ぶ者あり〕

○黒澤教育企画推進監兼服務管理監 細かくて申し訳ございません。58 ページの抜粋でございますが、こちらは平成 24 年 3 月 28 日から平成 24 年 4 月 4 日の時期のものでございます。箱枠内のとおり、御遺族、被害生徒御家族の御認識を記載した上で、その隣に事実関係を整理させていただいたところでございます。

次のページ、21 ページをごらん願います。岩手モデル資料編の 73 ページの抜粋になります。御遺族、被害生徒御家族の御認識も含めた事実関係の整理を踏まえ、当該資料のとおり、学校及び県教育委員会の対応として不適切だった点を、当時の調査の方法について事実関係の正確な把握という観点から慎重な配慮が必要であったが、学校で実際に対応した者の間で徹底されず、元部員らへの調査趣旨の説明が不足し、記録も不十分であったと整理しまして、その要因を学校では訴えを続けてきた保護者に対してどのように回答し、円滑に事態を収めるかという意識が強かったという認識が聴取対象者の絞り込みや聴取記録の未整理といった事態につながったと整理したところでございます。

このほかの県教育委員会が整理した事実と被害生徒御家族の御認識との間に相違が生じている部分につきましても、被害生徒御家族の御認識も併記し、その上で事実認定を行い、

不適切な点とその要因を整理しているものでございます。

なお、資料の後段部分につきましては、別冊資料としまして、事実関係の整理、不適切だった点及びその要因についての岩手モデル資料編該当部分の全体版をお配りさせていただいております。説明は以上です。

○上原康樹委員長 本提案に対し、質疑、意見はありませんか。

○高橋こうすけ委員 この請願は、これまでさまざま経緯があったと思うのですが、確認でございます。令和6年5月に再発防止「岩手モデル」策定が公表され、その後、6月に県教育委員会で調査検証委員会の設置をしないという回答を出された。この回答に対する意見書が出されたということで、最初の調査検証委員会の設置を求める要望書が出されたときには、外部委員の方の5名の名前が出されていたということでしたけれども、その後、設置をしないということがあった後に、またこの回答に関する意見書が出されて、2名の方から意見書が出されているということだったのですが、ここら辺の経緯について再度お伺いさせていただければと思います。

○黒澤教育企画推進監兼サービス管理監 5名の外部専門家から要望書という形で、令和5年10月に県教育委員会に提出がございました。それに対する対応につきましては、直近の令和6年1月の第11回の策定委員会、令和6年3月の第12回の策定委員会において、要望書の取り扱いについて、まずは岩手モデルの策定に注力すること、要望の回答には時間を要することを説明したところであり、回答に一定の時間を要することについては、要望書を提出された外部委員の御理解をいただきながら進めてきたものと認識しております。その後、県教育委員会において、対応と取り扱いについて検討の上、本年6月に回答を差し上げたところでございます。

その結果としまして、このたび9月に2名の外部専門家、外部委員の方から県議会に対して要望書が提出されたところでございまして、当該2名の外部委員におきましては、調査検証委員会を設置しないことという県教育委員会の回答について、納得されていないということで要望書を提出されたと捉えております。

残りの3名の外部委員につきましては、今回9月の議会への要望書にお名前を連ねていないこと、現在まで県教育委員会に対してもこの件についての御連絡が特になくことから、県教育委員会からの回答に特段の異論がないと捉えているところでございます。

○高橋こうすけ委員 最初に、5名の方々と直接やり取りしていないので、こちらの見解として、認識としてはそのとおりなのだろうと思うのですが、最初にしっかりやるべきだという意見書が出ていますから、私はこの2名の方から出ているというように変わったのは、少し違和感を覚えているところであります。

この岩手モデルなのですから、これからの子供たちにとって非常に重要なものであると思っておりますし、そうあるべきだと思っております。

今回の請願なのですから、やはり慎重に、時間をかけて議論していくべき問題なのではないかと思っております。今回で結論を出すことは時期尚早なのではないかと思っ

ております。この請願はぜひ継続審査とするべきではないかと思っております。意見表明として終わらせていただきます。

○**斉藤信委員** 今度の請願でありますけれども、その前提は、今の報告にもあったように、外部委員の7名中5名がこの盛岡第一高等学校の事件については第三者で徹底的に検証すべきだということです。7人中5人というのは異例の要望です。それも具体的にどういう点が不十分なのかも示しているのです。言わば調査はやられたけれども、県教育委員会の内輪だけの調査にとどまった。県教育委員会が調査した生データは外部委員にも示されず、概要しか示されなかったという話をしている。

もう一つは、被害者の家族も出席して発言しているのですけれども、何よりも被害者の家族が納得していないのです。そして、名誉が傷つけられたままだと言っています。県教育委員会は、意見の相違という形で整理していますけれども、そんなばかな話はないのです。事実の一つなのですから、見解の相違で済む問題ではない。私は、そういう意味で、この外部専門家の多数が盛岡第一高等学校事件についてはさらなる第三者による検証が必要だと考えます。議長宛ての要望書の中では、このように言っています。外部委員の南部さおりさんが、別のところで調査委員会の委員長をやったときに、徹底して県教育委員会や市教育委員会が持っている調査を浮き彫りにしたら、全く反対の調査結果になったそうです。言わば、彼らにしてみれば、そういう調査はされておらず、生身のデータが示されなかったということです。これは、大変重大な問題だと思いますが、まず外部委員の検証委員会設置の要望、具体的な根拠を示した要望について、それぞれどのように検討されたか答えてください。

○**大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監** 参考2につけております14ページから17ページ、これは左側が5名の委員から出された要望書でございます。それについて、県教育委員会として論点、考え方を整理をしたものであります。

かいつまんで申しますと、例えば14ページの4の①であります。これについては、先ほどの説明の繰り返しになりますけれども、その主たる解明できなかった部分ということで、被害生徒御家族からお話がある元部員への調査について、本当に調査をしたのかということについて、再三我々にも確認があるわけですが、これにつきましては民事訴訟の判決の中で明確に事実認定をされております。そうしたところ、あるいは外部委員から10年以上もたっている事案で、関係者の中でも亡くなっている方もいるという中で記憶が曖昧な部分もあるということで、裁判のような唯一の事実をつかむのが最適ではなくて、再発防止策を講じるための事実確認であるから、判明した事実という中で判明しなかった事実があっても、それをより広く捉えて、多分こういう可能性があったのだろうという事実認定の仕方が有効だというようなお話もあり、我々としてはそういった御助言もいただきながら事実認定をしたところであり、そういう面で、要望書には全く解明がなされていないという御指摘もありますけれども、我々としては再発防止に関する事実確認としてはおおむね完了したという認識でございます。

15 ページをお開きください。2 番でありますと、当時の資料などの客観的な証拠に基づく事実認定ではなくという御指摘もありますけれども、これにつきまして我々としましては、訴訟において証拠採用された当時の資料に基づいて行っております。資料が存在しない期間については、補足的に聴取を行っているということからしますと、これも我々の認識とは少し違うかというように思うところでございます。

3 番目、事実の歪曲や隠蔽を疑わせる箇所が多く見られることというところでございます。具体的にどこが歪曲なのか、隠蔽なのかというところがこの要望書の中では明らかにされていないというところはありますけれども、いずれ我々としましては、当時の学校関係者、県教育委員会と被害生徒御家族とのやり取り等について、認識や記憶の相違がある部分、当時の学校も含めて不適切だと結論づけて、相違点についても、繰り返しますが、被害生徒御家族の認識も併記をした上で事実認定としたところでございます。そうしたところで、我々が調べたものだけが事実ではないと、被害生徒御家族との認識のずれの部分も事実だという……事実というか、認識も併記をした上で事実認定をしているというところをぜひ御理解をいただきたいと思います。我々が中だけで調べてやったものではなくて、裁判での証拠、あとは我々がした調査、それは我々だけが調査したのではなくて、外部委員に調査の内容、調査の対象、調査の方法、全てお諮りをしながら調査をしてきたものですし、そのまとめ方についても逐一お諮りしてやってきました。そして、それでもなおかつ事実として違うといった部分については併記をするという形で整理をしてきたというところをぜひ御理解いただきたいと思っております。

4 点目、少し長くなります。例えばですけれども、バレーボール部員たちへの聞き取りの調査の内容は明らかにされていない、これも再三にわたって御要望があったところでございますけれども、懲戒処分を行う前提で行った調査を、協力をいただいた部員の方たちに断りもなくというか、そういう前提で調査、協力をいただいたものでありませんので、なかなかそういう公開の会議の場でそういった調査の内容を出すというものにははばかれたということで、ここについては御理解をいただきたいというように思っているところでございます。

最後、5 点目になります。少し長くなりますが、その事案を、事実を総括しないまま再発防止策を立てようとしているというようにしか見えないという御指摘につきましても、さまざまそういう事実を併記する形で事実認定をし、それを先ほど申し上げたとおり、どこが不適切だったのか、その要因ということをきちんとつなげていって、具体的に再発防止策につなげているところでございますので、我々としては事実認定を踏まえて、総括をして、再発防止岩手モデルを策定したというように認識しているところでございます。以上です。長くなって申し訳ありません。

○齊藤信委員 最も重要な相違点について、取り上げたいと思います。実はこれは岩手モデルの中に書かれていることです。岩手モデルの5 ページです。平成24年2月、被害生徒保護者から学校に対し、改めて当該顧問教諭による暴力、暴言、威嚇等の事実の有無の確

認の申し出があり、学校は被害生徒及び同級生部員4名から聴取を行った。被害生徒からは顧問教諭による長時間にわたる叱責、罵倒、暴力等の証言があったが、被害生徒以外の4名の元部員の証言内容は、体罰はなかった、というものであった。ところが、この4名について、県教育委員会は独自に調査をした。裁判が始まってからです。そのうち2名は、学校からの問い合わせはないと答えているのです。だとしたら、この4名の調査というのは、本当にやったものかどうか、ここが全然解明されていないのです。解明されないどころか、岩手モデルに書かれている。私は、ここは一番の焦点だと思います。違いますか。

○大森参事兼教育職員課総括課長兼服務管理監 調査がないということよりは、調査の記憶がないというお話をされていたかと思っております。ここにつきましては、事実解明の別冊の57ページをもしよろしければお開きいただきたいのですが、聞き方がやはりなかなか不十分だったという結論に至るわけですが、実際の聞き方として、57ページの⑩のところ、被害生徒の保護者から20名の部員への確認を求められたけれども、教員の転勤だったり、卒業後で連絡が難しいという理由で、実現可能な聴取として4名の聴取を行ったということ。二つ目のポツですが、聴取は複数の教員で分担して行ったけれども、事実関係について包み隠さず、こちらから有利になるか、不利になるか考えず、聞くときに誘導的にならないように留意するように伝えたということで、どういうことがあったか話してくれませんか、と聞きました。たたかれたか、という具体的な聞き方であったかは定かではないという話があります。

中段、R4のところですが、二つ目のポツ、聴取の方法について、長く聞くと誘導になるおそれがあるので、単刀直入に聞くようにしていた。体罰はないと言われた。体罰について、個別の例を挙げて聞くような聞き方はしなかった。今と当時の体罰の認識には違いがあって、聴取に対応した教員も認識のずれがあったかもしれないというような書きぶりになっています。

ここについての事実認識でありますけれども、一つ目のポツ、平成24年3月28日から4月4日にかけて、被害生徒及び同級生4人から聴取をした。聴取は、担当教諭から電話によって行われた。同級生4人からの聴取の後に行われて、これは被害生徒御家族から再三お話があるのですけれども、被害生徒の聴取を最後にしたり、普通最初に聞いて体罰の事実があった後に具体的に聞くべきだったのに、どうして最後になったのだろうかという話がありますけれども、そこについては判明しなかったということも含めて事実認定をしております。これについても、民事訴訟で確認をしております。

73ページ。不適切だった点として、中央の⑥番、聞き手を同一人物に限定することとかをしなかったとか、認識や聴取方法を統一することなどの慎重な配慮が必要だったが、やっていなかったということですが、我々としてはやったのは事実だろうと。これは、裁判でも認められています。なので、聞き方、聴取の仕方、記録の取り方が不適切だったというように認定をしております。具体的聴取記録を整備する様式、あとは聴取する際のマニュアルを整備をしたということで、こういった反省点を踏まえて岩手モデルに生かして

いるというように考えております。長くなって済みません。

○**斉藤信委員** いいですか。岩手モデルで、私が言ったように、体罰はなかったというものであったと、このように事実として書いているのです。ところが、裁判で県教育委員会が裁判所に出した聴取結果、これは平手打ちがあったという、バレーボール部の部員です。某先生から電話で聞き取りをされたのを覚えていますか。いや、全然覚えていないんです。記憶にないではないのです。全然覚えていないと。言わば体罰、平手打ちあったとあなた方の聴取で書いていて、裁判所にも出された。学校の聴取は全然覚えていない。だったら、この4名の聴取というのは何だったのか。これは、大変重大な事実の解明なのです。意見の違いで済ませられるような問題ではない。

盛岡第一高等学校は、この4名の部員の生徒だけの調査をやって体罰はなかったと、それ以降の調査はやらないと拒否したのです。だから、被害者家族は、一つは暴力、暴行で刑事告訴したのです。警察は暴力を認めたけれども、PTSDの証明は難しいというので、不起訴になった。このときは警察の調査では暴力を認めているのです。そして、結局は民事訴訟に訴えざるを得なかった。否定したからです。顧問教師も体罰を否定した。

ところが、裁判で被害者家族は元部員の証言を出しました。あなた方は、慌てて、今私が紹介した調査をやったのです。そうしたら、違った結果になった。盛岡第一高等学校事件の核心中の核心は、この4名だけの調査で体罰はなかったと認定したことです。しかし、その事実が崩れた。あなた方の調査でです。いいですか。この4名の調査のときに、当時の副校長は何と言ったか。1つのことに対する解釈の違いということもある。思い違いということもある。記憶がうつろで、後からつくられた記憶ということもあると、こう居直ったのです。後からつくられた記憶だと。皆さん、これはあなた方の資料です。あなた方のつくった資料。

だから、盛岡第一高等学校事件の核心は、被害生徒が暴力、暴言を訴えた、その事実を全く把握しない。まともな調査をしない。たった4名の部員の調査で体罰はなかったと認定したが、その4名の調査の事実、実態が裁判の中でも崩れているのです。それなのに、TSUBASAモデルでこう書いたことは、私は全く事実と反すると思います。体罰はなかったと。そうしたことが盛岡第一高等学校事件の悲劇をつくったのです。最後まで盛岡第一高等学校は調査しなかった。この責任は、私は本当に重大だったと思う。

そういう深い解明をしていますか。あなた方の調査で、4名の証言の、言わば違いが明らかになっているでしょう。それなのに、なぜ重大なTSUBASAモデルの文書でそれを書いたのですか。おかしいではないですか。教育長、わかっていますか。

○**佐藤教育長** 重ね重ねの担当の課長からの説明に重なるところもあるのですが、いずれ4名の調査をしたということについては、判決中、判決文に記載がもうなされておりました、それは事実認定されておりますので、そういったものについてはそれを当然我々は前提として必要な調査、補完調査を行っているということでございますから、裁判で確定したものと違う内容のものを再度調査すると、結果が出てくると、そういうことでの対応と

いうことは、当然対応は必要がないというように考えております。

○**斉藤信委員** 裁判で認定したというのは、盛岡第一高等学校が調査したというだけの話でしょう。大体あなた方が裁判所に4名の証言と違うものを出したのです。中身までは認定していないのです。大体あなた方自身が体罰はあった、学校の調査はなかったと出しているのです。それも含めて事実認定されているのでしょうか。違いますか。

裁判資料の中には、副校長の調査の内容というぺらぺらの1枚紙があるのです。ぺらぺらの1枚紙に、4人が体罰はなかったと書いている。3行ぐらいの調査結果です。しかし、あなた方の調査は、直接部員を調査した詳しいやり取りの中身が裁判所に提出されているのです。こちらのほうが認定されたのでしょうか。違いますか。あなた方が調査した結果は認定されなかったのですか。

○**大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監** 盛岡地裁の判決文を引用する形で紹介いたしますと、本件高校、これは盛岡第一高等学校ですけれども、その教諭らは、平成20年3月28日から同年4月4日にかけて、手分けをして生徒ら4名及び原告に対し、電話で事情聴取を行ったというように裁判所で事実認定をされています。

その事実認定ということですから、その調査の仕方が悪かったというのは、別途県教育委員会と事前にすり合わせをしないで、本来であれば担当者をしっかり1人決めて、調査項目も吟味をしてやるべきところ、複数の教員で調査をして、正直おごなりの目的、相手方に具体の目的も達せず、体罰とはどういうものかということも伝えず、電話での調査にとどまったために事実関係が確認できなかったという、不適切だった点ということで、我々は整理をしております。ですので、我々が別途調査をしたものとはまた別の点ということで、あくまでも学校が調査をしたということは裁判で事実認定をされているというように思っております。

○**斉藤信委員** 調査したということは、事実認定したかもしれない。しかし、学校の調査が出された裁判資料は、それこそ4名の部員に対して、自分は体罰を受けたことがない、見たことがない、という2行、3行です。そして、あなた方が同じ部員を調査した具体的なやり取りが書いてあるのです。そこでは、平手打ちはよくあった、罵声を浴びせる行為はほぼ毎日で間違いない、学校の問い合わせについては全然覚えていない。あなた方の調査のほうが詳しいのだから。だから、これが盛岡第一高等学校事件の核心中の核心なのです。これを意見の相違でごまかすわけにはいかない。そして、被害者の名誉もかかっているのです。後からつくられた記憶だということまで副校長から言われているのです。だから、そういう意味で、意見の相違なんて簡単にやるものではないし、最も重大なのは岩手モデルに何でこういう崩れた事実を書いたかということです。体罰はなかったと書いている。だめです、これ。

それで、もう一つ、今高橋こうすけ委員も、これは継続審議にしてじっくり審議したいと言いましたが、これに賛成です。被害者家族がぜひ参考人として呼んでくれ、話を聞いてほしいと、こういう要望もありますから、ぜひ継続にして、そうやってほしいのです。

もう一つ、この事件、裁判の経過で注目をして深めなくてはならないのは、一審の有罪判決は何か。これは、暴言が違法だということなのです。それで、新谷翼君がなぜ亡くなったのか。顧問教師の度重なる暴言、叱責なのです。暴力はほとんどなかった、不来方高等学校事件は。どちらかというと、執拗な暴言、叱責が子供のまさに命を奪うようなものだったのです。だから、一審判決というのは、その違法性を指摘したことはすごく重要だった。二審判決では、暴力も含めて違法性が明らかになりましたが、暴言というのは盛岡第一高等学校事件では最初から明らかになっていた。体育館の教官室で1時間、2時間、執拗に暴言、叱責、おまえは駄馬だとか、もう人間ではないような激しい暴言、実は同じ暴言が不来方高等学校でやられたのです。こういう暴言、叱責というのが身体的暴力以上に子供を苦しめる、自尊心を傷つける、人格を否定する、私はそういう重大性もこの事件の経過で浮き彫りになったのではないかと思います。その深め方も、学校の現場も暴言は暴力でないという認識で盛岡第一高等学校は対応した。今もそういう認識があるのではないのでしょうか。そういう問題の打開も、私は今度の事件を通じて深く解明をしなくてはならないことだと思いますけれども、いかがですか。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 今御指摘があった、端的に言うと具体的な殴るとかということは体罰だけれども、きつい言葉については、そういう体罰はなかった、部活が強い学校だとあり得るというような認識が当時あったということで、これについては全く間違った認識だったと思っています。それに伴って、顧問教諭が体罰を否定したことで決定的に初動調査が遅れたということは、我々も不適切だったということで認定をしています。ですので、今回の請願は、あくまでも事実認定がなされていなかったのではないかと、不十分だということで、調べ直せということだと認識しておりますが、今斉藤信委員からもお話しのあったとおり、裁判であらかたの事実が認定されている。裁判で認定された事実を含めて、補充的な調査——それは我々だけの調査ではなくて、外部委員の方にいろいろお諮りをしながらやってきたというところがあります。

いずれにしても、この事実関係の解明の中でさまざまな不適切だった点を改めるべく岩手モデルをつくりました。具体的に不適切な発言の例とか、行為の例も整理をしました。研修も行っております。そういったところで、ただそういう認識のある先生がゼロかというと、そうではないと思います。ですので、繰り返し研修を行い、意識啓発、意識改革を行って、こういった被害なり、不幸な事案を二度と繰り返さないように、本当に一致団結して、肝に銘じて進めていきたいと思っております。

○斉藤信委員 実は事実認定のところで、自死する4日前でしょうか、高等裁判所の裁判の中で、後輩の元バレーボール部員が陳述書を出したのです。日常的に大変苛烈な暴力、暴言が横行していたという陳述書です。このことはあなた方にも伝わったから、機敏に対応していたら、ぎりぎりのところで不来方高等学校の事件を防ぐことができたのではないかと思います。しかし、この陳情書について私が最初に取り上げたときには、あなた方はこの陳述書が事実とは認めなかった。しかし、岩手モデルについては、この陳述書が肯定

的に評価をされています。これは、態度を変えたのですね。陳情書は事実だったという認識で、岩手モデルには記述をされているということでもいいですか。認めているのだよ、実は、委員会で。

○上原康樹委員長 答弁できますか。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 事実の概要をまとめているところで、その陳情書の記載がございます。陳述書が仙台高等裁判所に提出されたこと、顧問教諭による暴力について記載されていたこと、それについて教職員課は当該校の校長と情報共有を行わなかったことについて、主な経緯として整理をしているところでございます。

○斉藤信委員 だから、陳情書について私が最初に質問したときには、事実と確認できなかったと言ったのです。しかし、岩手モデルに書いたときには、これはもう事実として認識していますという答弁だった。

それで、高橋こうすけ委員が継続審査を提案しました。私も賛成です。ぜひ被害者家族を参考人として招致することも含めて、確認をいただきたい。

○小林正信委員 私も請願を読ませていただきまして、かなり請願者の思いが強い請願なのだろうというように受け取りました。

県教育委員会としても、この被害者の方とのさまざまなやり取りというものがあつたと思うのですけれども、被害者の方の名誉が回復されていないというのですか、そういう辺りのお話もありましたけれども、県教育委員会としてはどれくらい被害者の方とのやり取りというか、コミュニケーション取られたのか。本当に一番つらい思いをされた被害者と被害者の御家族にしっかり寄り添ったコミュニケーションを県教育委員会としても取るべきではなかったのかなと思います。それが足りていなかったがゆえに、こういった請願を出さざるを得なかったということなのではないか。そういった点を踏まえても、やはり県教育委員会の取り組みが十分ではなかったというように私は感じているところでございます。これまでの被害者の家族、あるいはその周辺の皆様とのやり取りというのはどういったものがあつたのか、その辺りをお聞かせいただきたいと思います。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 まず、被害生徒御家族、あとは御遺族とのコミュニケーションということでございますけれども、まず再発防止「岩手モデル」策定委員会にオブザーバーとして来ていただいて、さまざま御意見を頂戴しましたほか、御遺族様には命日の折、あとは人事異動の変わり目等で弔問をさせていただいて、墓前に手を合わせさせていただいて、近況報告なり、岩手モデルの進捗なりの御説明を随時行ってきたところでございます。

被害生徒御家族様に関しましては、私、昨年度からこの業務を担当しておりますけれども、実際お宅を訪問する形で、3回ぐらいでしょうか、事実関係の確認のところ、我々の不十分さもあるかもしれませんが、御納得いただける部分が、なかなか乖離があつたものですから、どういった調査を行うべきかと、そういった御意向なども確認はしてきたつもりでありますけれども、結果として最後まで御納得をいただけなかったという

ことは、担当の課長として本当にじくじたる思いがあります。もう少しいい解決策がなかったのかというような思いはありますけれども、そういった状況でございます。

○**小林正信委員** わかりました。この事実関係については、先ほど斉藤信委員からもさまざまお話がありました。また、民事訴訟で事実関係というところは明確になってきているという答弁もありました。その上で、足らざる部分は可能な限り県教育委員会としても調査をしたというようなお話でございました。確かにこの事実関係を明確にするということも大事なのだらうとは思いますが、今回は調査検証委員会を設置してもらいたいというような請願でございます。県教育委員会としては、事実関係がこれ以上出てこないだろうということで、この調査検証委員会は必要ないというような判断をされているということでしたが、新たな事実関係を見つけたり、事実関係がどうだったかというのはもちろん大事なのでしょうけれども、一番の肝は二度とこういうことが起こらないということ、被害を受けた方に対して、もう二度と県教育委員会はこういうことを起こしませんという取り組みをしっかりと示していくということがこの調査検証委員会の肝なのではないのかというように私は考えております。

そうしたことで、事実関係というよりも、調査検証委員会を開くことによって、岩手モデルという再発防止策はあるのですけれども、例えば岩手モデルに足らざる部分をさらにこの調査検証委員会で補っていくとか、そういうことも可能なのではないかなというようには思っているところであります。そういったところの認識が、県教育委員会としては、この請願者と少しずれがあるのではないかと。事実関係の確認に終わらず、二度とこういうことを起こさないという観点から、調査検証をもっと行うべきなのではないかと思っておりますけれども、その辺りのお考えをお伺いしたいと思います。

○**大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監** まず、我々は、100 ある事実が全部の 100 明らかになったかということ、必ずしもそうではないとは思っています。もう平成 21 年の話ですので、15 年前の話ということで、当時の記憶が薄れていたり、前後が曖昧になったりということもあるということ、あとは民事訴訟で明らかになったところで、外部専門家——具体的に弁護士ですけれども、裁判のように唯一の事実を突き詰めるわけではなくて、再発防止策を講じるための事実解明だということで調査をしてきました。その結果、御家族様からの完全なる要望には応えられていない、今回そういうことだと思うのですが、いずれ再発防止策を講ずる上での事実解明はある程度、不適切だった点も含めてなされてきたのではないかと考えております。

今後我々としては、再発防止策を揺るがすほどのといいますか、そういう事実は本当にあとあるのだらうかという思いもあるし、調べる以上はやはりそれなりの費用もかかりますので、そういった点も勘案しますと、我々としては新たな調査委員会を立ち上げるまでではないのではないかとということで御回答を申し上げたところでございます。

○**上原康樹委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 ほかになれば、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

既に継続審査という声も複数聞いておりますけれども、本請願の取り扱いはいかがでしょうか。意見表明がある方はあわせて発言願います。

〔「継続審査」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 ここまで継続審査との御意見が聞かれますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議なしと認め、よって本請願は継続審査と決定いたしました。

以上をもって……

○斉藤信委員 委員長、私はもう一つ提案しているのです。

請願者を参考人として呼んでほしい。請願者の話を聞きたいという声もありますので、そこを諮ってくださいか。

○上原康樹委員長 休憩させていただきます。

〔休憩〕

〔再開〕

○上原康樹委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 先ほど斉藤信委員から、再発防止「岩手モデル」本編のうち、元部員への聴取の関係のところの書きぶりに関して御指摘をいただいた点について、満足に答弁できなかったもので、改めて答えさせていただきます。

これは、本編の4ページから8ページにわたってまとめております。当該顧問教諭が前任校、すなわち盛岡第一高等学校にいた時代の状況で、不来方高等学校に移ってからの状況とか、時系列に整理をしております。斉藤信委員から御指摘いただいた5ページのところを読み上げますが、平成24年2月——これは盛岡第一高等学校勤務時です。被害生徒保護者から学校に対し、改めて当該顧問教諭による暴力、暴言、威嚇等の事実の有無の確認の申し出があり、学校は被害生徒及び同級生部員4名から聴取を行った。被害生徒からは顧問教諭による長時間にわたる叱責、罵倒、暴力等の証言があったが、被害生徒以外の4名の元部員の証言内容は、体罰はなかったというものであった。厳しい指導はあったと証言した部員がいたが、学校は、厳しい指導がどのようなものであったか具体的な内容は確認しなかった。あくまでも学校の聞き取りの話をしています。

その後、6ページになりますが、3の(1)のエであります。県教育委員会が調査したくだりでございます。平成28年5月、訴訟に係る教職員課による調査の過程で、前任校のバレーボール部元部員から、頬を平手で叩く行為自体はあったとの証言があり、当該顧問教諭もこれを認めた。県教育委員会はこれを受け、顧問教諭はバレーボール部の部活動中、部員の頭や顔を片方の平手で叩くという行為を行ったなど、それまでの主張を一部訂正したということで、学校の調査と県教育委員会が行ったその後で調査を認めたということに

ついて時系列で整理しておるものです。これについて、裁判所の事実認定とも符合するものがございます。以上でございます。申し訳ありませんでした。

○**斉藤信委員** 今のは、事実を述べたというけれども、虚偽の事実ではないかということなのです、体罰はなかったというのは。それをあなた方は後で否定しているわけでしょう。だから、否定した事実を前に述べるのが妥当なのかということなのです。だから、この文章自身、極めて矛盾に満ちているのです。あなた方が否定したというのだったら、これは極めて重大なことで、いいですか、学校の調査は間違っていたということでしょう。それをあなた方は事実を認めているわけだ。だから、その解明があなた方は中途半端なのです。自分たちの調査で体罰があったということを認めた調査結果を裁判所に出している。だから、虚偽の、体罰はなかったなどということを記述することが問題なのです。

○**大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監** ここは、学校の調査の結果、体罰はなかったというものであったということで、あくまでもその時点での調査、結果的に調査がまずかったというか、事実が解明できなかったことを書いているものであって、その後に我々の調査で新しい事実が判明したということの時系列に書いているので、決してここは虚偽ですとか、そういうものを書いているものではなくて、その時点では、結果的に学校の調査が甘かったわけですけども、そういったところを端的に事実として整理をしたものがございますので、そういうところをどうぞ御理解願います。

○**上原康樹委員長** 斉藤委員、30分を超えております。

○**斉藤信委員** 先ほどの質問で言ったように、これは盛岡第一高等学校事件の核心中の核心の問題なのです。学校が4人の部員を調査して、体罰はなかったとした。そして、調査を拒否して、それで民事訴訟になったのです。訴訟になってから、あなた方の調査で体罰があったことが明らかになって、裁判でもそれを訂正した。これは、核心中の核心なのです。だったら、4名の調査は何だったのかということ問われるわけです。どの事実を書きましたなんていう、そんな甘い認識ではダメなのです。そのことだけ指摘しておきます。墓穴を掘るだけの話です、今のは。

○**上原康樹委員長** 次に、斉藤信委員から発言のありました参考人招致についてお諮りいたします。

当該請願陳情に係る参考人に出席を求め意見を聞くことに賛成の諸君の起立を求め……

○**斉藤信委員** 賛成の起立を求めるのか。反対の起立を求めたらいいのではないですか。もう少し議論したらいいのではないですか。もう少し意見交換したらいいのではないですか。

○**上原康樹委員長** 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○**上原康樹委員長** では、再開いたします。

斉藤信委員から発言のありました参考人招致については、後日、改めて御協議いただき

たいと思いますので、御了承願います。

この際、何かありますか。

○小西和子委員 私は今年度の岩手県の学校現場にとっても危機感を持っております。なぜかといいますと、昨年度末の定年前の退職者が 263 人もいたということについて、それもありまして、欠員が 32 人だし、加配の欠員については全く回答はなかったのですが、かなりあるのではないかと思いますし、欠員で示された以上に現場では代わりの方が来ていないという声もあります。学校現場は年々厳しくなっています。昨年よりもさらに厳しくなっており、悲鳴を上げています。

そういう中で、北海道・東北六県議会議員研究交流大会の教育施策についての分科会で示された青森県議会のものですけれども、学校における働き方改革について、青森県の教育施策の取り組みについて明示されているのです。時間外労働月 80 時間を超える教職員がゼロになるようにしますと銘打っています。もちろんこれは小中学校ともです。そして、時間外在校等時間の状況も、きちんと小学校、中学校、高校、特別支援小中学校についても明示されています。

秋田県の場合は、少人数学級推進事業ということで、数十年前から少人数学級を推進しておりまして、30 人程度の学級編制にしていますが、チームティーチングでも教師も入れています。それから、20 人程度の学習集団による少人数授業等も取り入れまして、県単でかなりの人数を入れていまして、私たちが視察に行ったときで二百何十何億円でしたので、恐らく 300 億円を超えているくらい県単で人を入れているということと、きちんとそういった場で説明していました。そして、その効果として何があるかということ、問題行動が全国に比べて非常に少ない。それは、不登校の出現率も少ないということとをうたっているという、すばらしい発表でした。

そこで、私は岩手県のとんでもない働き方というものも給特法——公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法があるからだと考えております。病休者は 151 人とありましたけれども、その増加や、教職希望者の減少は、本当に深刻な教員不足に陥っているということの表れであります。教職員一人一人が子供に十分向き合える環境を整備することで、不登校を減らすことができると私は考えます。給特法を廃止にして、適正な時間外勤務手当の支給を行うべきだということを、全体の質問の前に言わせていただきます。

一つ目です。給特法と長時間労働についてということで、端的に答えていただきたいです。時間外在校等時間が上限 45 時間以内の教職員の割合を校種別に伺う。

二つ目、時間外在校等時間が 80 時間以上の教職員の割合を校種別に伺う。

時間外在校等時間上限 45 時間が守られていない原因を伺う。

この三つについて、まとめて端的にお願いします。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 県教育委員会が把握している県立学校におきます令和 6 年度第 1・四半期における週休日の部活動従事時間を含む月 45 時間以内の教

職員の割合でございますが、高等学校では 63.5%、特別支援学校では 93.0%、県立学校全体では 72.6%となっております。昨年度の同時期と比較しまして、高等学校では 2.1 ポイント、特別支援学校では 3.1 ポイント、県立学校全体では 2.3 ポイント、それぞれ増加をしており、45 時間以内となる教職員の割合は改善傾向にあると認識しております。

次に、80 時間以上の教職員の割合でございます。これも令和 6 年度第 1・四半期の週休日の部活動従事時間を含む教職員の割合ですけれども、高等学校は 2.1%、特別支援学校はゼロ%、県立学校全体では 1.4%となっております。昨年度の同時期と比較して、高等学校では 4.2 ポイント、特別支援学校では 0.1 ポイント、県立学校全体では 2.9 ポイント、それぞれ減少しています。

その上限時間を守られない原因でございますが、昨年度に教職員にアンケート調査を行いまして、時間外勤務の要因を聞いたところ、回答数が多い項目順に、高等学校では部活動、そして分掌業務、特別支援学校では分掌業務、授業準備となっております。これらのアンケート結果を踏まえながら、教員が教員でなければならない仕事に集中できるように、部活動指導員などの学校における支援施策の効果的な配置活用などに努めておりますほか、例えば部活動では岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針に基づきまして、適切な部活動休養日の設定について徹底を図っているところでございます。引き続きこうした支援施策の効率的、効果的な配置と一層の業務の見直し、削減に努めることによって、教員の負担軽減を図ってまいりたいと思います。

○小西和子委員 県立学校の分だけの回答でした。私、以前から話をしていますけれども、義務制についても県教育委員会できちんと把握すべきだということに考えます。福島県の働き方改革については、義務制も含めてということありますし、青森県は小学校、中学校と義務制の数値を把握しています。しっかりと義務制の働き方についても把握していただきたいと思います。

最後ですけれども、給特法が維持されているために働き方改革は改善されないと考えますが、いかがお考えでしょうか。恐らく同じことが言われるかと思しますので、ここは一言だけでお願いしたいですけれども、教育長、短くお願いします。

○佐藤教育長 給特法の改正ということで、一般質問の際にも御答弁申し上げたとおりでございます。中央教育審議会の答申に基づく国の対応について、今後さまざまな省庁との協議がなされていくものだと思います。現状で法改正がなされるという情報はいただいておりますが、国の動向は見えていく。本県とすれば、まずは我々がやるべきこととしての働き方改革プランを市町村と一緒に進めていくということを答弁申し上げたいと思います。

○小西和子委員 ほかの県では、給特法はもちろん廃止すべきという動きもありますけれども、きちんと働き方改革が進んでいるということ、岩手県だけと言ったらいいかわかりませんが、年々働き方が厳しくなっていて、教職員を目指す若い人たちも減っているし、途中で教職員、これ以上働いたらば、もう心も体を壊してしまうということで辞め

ている方たちも多いということで、ぜひ働き方改革、改善するような取り組みをお願いいたします。

それに関わりまして、2番目に移ります。令和の日本型学校教育を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策についてという答申がありまして、皆さんも御存じのことなのですけれども、これを踏まえた取り組みの徹底等について伺います。学校における働き方改革のさらなる加速化、それから学校における働き方改革の実効性の向上等について、市町村長及び市町村教育委員会に対して本件周知を図るとともに、十分な指導、助言に努めていただくようお願いいたしますとこの文書にあるのです。どのように今後取り組むのか。

続けます。小中学校の教員の場合、服務監督は市町村教育委員会ということになりますけれども、任命権者である県教育委員会にも働き方改革を進める責任があります。他県では行っております。何より教員の働き方改革が進まなければ、これは文書にあります。全ての子供たちへのよりよい教育の実現は果たされず、子供たちの学びが保障されないことになってしまいます。県教育委員会が市町村に勤務する教員の働き方改革を積極的に進めるに責任を有することは明らかであります。県教育委員会として市町村教育委員会をもっと指導するべきと考えますが、いかがでしょうか。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 小西和子委員から御紹介いただいた国の通知でございますけれども、学校における働き方改革のさらなる加速化ということで、教育委員会は従来型の指導、助言にとどまらず、現場との対話を通じて課題解決に向けた学校の取り組みを支援する伴走者であれというような期待が込められております。これを受けまして、本通知に記載されております、直ちに各教育委員会によって取り組むことが可能で、かつ改めて取り組みの徹底が必要な方策につきまして、現在教育委員会事務局内部で検討を進めているところでございます。検討した結果につきましては、各市町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、周知、助言を行うとともに、積極的な取り組みを促してまいりたいと考えております。

続きまして、働き方改革に向けた市町村との連携ということでございますが、岩手県教職員働き方改革プランというものを策定して、県内学校全体の働き方改革に向けて、市町村教育委員会と連携して取り組みを進めているところです。例えば昨年度時点でプラン未策定の町村に対しましては、そのプランの策定についての意義、重要性を説明しながら必要な情報提供を行って、本年6月には県内全ての市町村のプランを策定したところでございます。それから、市町村教育委員会の担当者を対象とする研修会や、管理職を対象とした研修会などを通じて、管理監督者の働き方改革の実現に向けた取り組みの重要性について理解の促進を図っているところでございます。また、市町村教育委員会に縮小すべき、廃止すべき業務がないかということを確認しながら、意見をもらって取り組みを進めております。こうした取り組みを継続的に進めながら、市町村教育委員会とこれまで以上に連携を図りながら、働き方改革の推進に県全体の取り組みをしていきたいと思っております。

○小西和子委員 よろしくお願いいいたします。県教育委員会主催の学校公開はゼロになりますか。違いますか、そのように聞いておりますけれども。

まあいいです。ところが、市町村は33件あると聞きました。各市町村で1件は必ずあるような学校公開というのです。学校公開とは、近隣の学校から教職員が来て、授業を見てもらい、意見をいただくというものなのですが、そこに至るまでに、驚くかもしれませんが、何度か授業研究をするのです。そのときは、自分のクラスの子供たちを放っておいて、その学級に行って授業を研究するのです。おかしいことだと思います。県立学校では学校公開はほとんどないです。小学校、中学校、特に小学校が多いですし、子供たちの学習権がどうなるのだろうと思うのですけれども、そこまで学校公開をやらなくても、十分子供たちは力をつけていますし、そういうところを改善してほしいと思います。

県教育委員会主催でありますと、倒れそうになりながら働いている教職員に追い打ちをかけるような県の学習定着度状況調査は、今年度は特別です。現場がかなり疲弊しております。1回休みとか、2年休むとか、そういうことも考えるべきだと私は思います。それから、やるなどと言っても、事前に過去問をやるのです。校長がほかの学校より下だからと言って行うこともあるし、担任自身も子供たちが少しでも慣れたほうが良いと思ってやらせたりするのです。子供たちはそんなことが楽しいと思いません。それが原因で不登校になった子もいると聞いております。本来であれば、競争的な教育はやめるべきだと、国連・子どもの権利委員会から4回にわたって勧告されています。そのことによって、自殺、不登校、いじめ等がふえているのだということがありますので、そういうところを十分に配慮すべきだと思います。

次に行きます。カリキュラム・オーバーロードというものがあります。これは、授業時数がすごくふえてきているということで、子供たちもですが、教職員も大変疲弊しております。1989年ですから、これはまだ学校週6日制だったと思いますが、標準時数は毎日5時間授業だったのですけれども、現在は小学校4年生から中学校3年生まで、毎日6時間授業になっております。学校現場の現状をどのように捉えているのでしょうか。

続けます。上回る時数は、働き方改革の観点からも問題であります。各学校の時数の実態を把握して、市町村教育委員会に働きかけ、直ちに解決すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○武藤義務教育課長 標準授業時間数についてでございますが、昨年度実施した県の調査によりますと、標準授業時数を大幅に上回る1,086時間以上で結成した小学校の割合は3.0%で8校、中学校の割合は4.2%で6校であり、令和3年度の調査と比較いたしまして大幅に減少しており、見直しが進んでいるものと捉えております。

週当たりの単位時間数については、週29単位時間として教育課程を編成している学校が多いものと承知しております。これは、年間授業日数を35週として、学校教育法施行規則で定められた標準授業時数の1,015を除いて算出している時数であります。令和6年9月30日付文科初第1293号の国の通知において、教育課程の見直しについては、必ずしも週当

たり 29 単位時間の授業を実施する必要があることを明示しております。多くの学校が年間授業日数を 200 日程度としており、これは 40 週に当たることから、週当たりの単位時間数を 29 単位時間より少なくしても 1,015 時間以上を確保できるということでございます。

現在本通知を受け、市町村教育委員会を通じて各学校に通知する準備を進めております。週当たりの単位時間数を減少させることで、児童生徒及び教師双方の負担の軽減を図る取り組みも全国には見られるところでございます。今後そのような事例も周知しながら、各学校におきまして指導体制に見合った教育課程が編成されるよう支援してまいりたいです。

○上原康樹委員長 工藤大輔委員は、公務のため部屋を離れました。御了承ください。

○小西和子委員 週 29 時間ということにこだわらないでということでございますね。そのことを全県に広げていただきたいと思います。

実際に、毎日 6 時間では子供が疲れ果てている。教師もそうなのですけれども、子供が疲れ果てているということで、私が訪問したある学校では 5 時間授業にして、そして不足の分については長期休業を少し短くしている学校がありまして、ぜひそういう事例を全県に広めていただければと思います。子供たちも安心して勉強ができる、それから教職員も子供としっかりと向き合うことができるということで、カリキュラム・オーバーロードについては終わりにします。

先ほど言い忘れたことがあります。スクールサポートスタッフのことですけれども、岩手県は 45 人、小中 42.13 人。青森県は、当初は 139 校全部に入れるつもりでございましたけれども、なかなか対象者が見つからないということで、177 校、131 人、複数移動するという方もいらっしゃるようです。秋田県は、全国で最も少ないと思うと知り合いから聞いたのですけれども、岩手県の倍です。84 校に 84 人、秋田県の場合は、先ほど紹介したようないろいろな役割で、ほかにも学校に多くの人員が配置されております。それから、福島県は 574 校中ですけれども、410 校、410 人が配置済みであります。それから、山形県は 328 校中、263 校に配置して、324 人配置しているそうです。このうち、校務補助員が 41 人、2 人配置しているところもあるということで、やはり人が多いととても助かるのです。あと 1 人いればよかったのというような声が聞こえます。子供たちが不登校になったり、荒れたりということには、この人員が足りないということが大いに関わっております。

それから、こども基本法ができました。これは、憲法や国連子どもの権利条約をベースにしたものです。こども大綱もできましたが、なかなか教育分野にまでは波及してきていないと感じております。保健福祉部で出している条例というのは子育ての条例であり、子どもの権利条約ではないものなので、ぜひこども基本法とこども大綱を教育に生かしていただきたいし、子供の権利とはどういうものかということを教職員で共有するような研修をぜひ行っていただきたいと思います。それがなければ、先ほどは体罰のこともありましたけれども、とても子供の権利、人権を守ることには程遠い話になるのではないかと思いますので、お願いいたします。

最後でございます。男性職員の育児休業取得についてです。昨年度の男性職員の育児休業取得について、小中学校、県立学校、事務局別に取得率と日数について伺います。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 令和5年度の男性職員の育児休業取得率と日数でございますが、小中学校におきましては16人が取得し、取得率18.8%で、前年度から11.0ポイントの増。県立学校におきましては17人が取得し、取得率35.4%で、前年度から16.4ポイントの増。事務局におきましては4人が取得し、取得率66.7%で、前年度から26.7ポイントの増。県教育委員会全体では取得率26.6%で、前年度から13.1ポイントの増となっております。取得日数につきましては、小中学校におきましては30日未満の取得者が7人、育児休業取得者に占める割合が43.7%、30日以上の方が9人で56.3%です。県立高校におきましては、30日未満の方が7人で41.2%、30日以上の方が10人で58.8%、事務局におきましては30日未満が1人で25%、30日以上が3人で75%となっております。

○小西和子委員 昨年度と比べまして、大きく取得率が上がっております。倍ぐらいになっているところもありますし、小中学校などは7.8%から18.8%とか、10ポイント以上増となっているということでございます。取り組み内容をお伺いいたします。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 子育て応援プラン、女性活躍推進のための特定事業主行動計画というものを策定しまして、男性職員の育児休業の取得を促進しておりますが、県立学校長会議、教育事務所長会議、それから市町村教育委員会教育長の意見交換などの場で取得促進の働きかけを行っているところです。また、昨年度から県立学校に対しましては、教職員課から育休取得対象者がいる学校の校長に育休取得を促すよう直接働きかけを行っております。また、小中学校に対しましては、市町村教育委員会を通じて働きかけを行っています。

こうした取り組みによりまして、育児休業取得率上昇してきておりますけれども、この子育て応援プラン等に定めます令和7年度末までに男性職員の育児休業取得率を50%にするという目標とはまだ開きがありますことから、今年度新たに男性職員が利用できる育児支援制度や育児休業の取得パターンを例示したリーフレットを作成し、制度の周知と取得促進を働きかけているところでございます。

いずれにいたしましても、男性職員の育児休業の取得促進には、育児休業を取得することが当たり前になるような職場風土づくりが肝要であると考えておりますので、市町村教育委員会とも連携しまして、育児休業を取得しやすい環境づくりに努めてまいります。

○小西和子委員 義務制と県立学校と事務局の育休取得率の差が大きい理由をお伺いします。あわせて、次年度の取り組みについてお伺いいたします。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 校種別の取得率の差のところの要因というところでございますが、まず事務局におきましては、知事部局など、他の任命権者との取り組みに呼応する形で男性職員が育児休業を取得する機運醸成が図られてきていると思っております。その一方で、学校現場では、授業や教科の専門性、学級担任など、児童生徒の関係で業務が属人化する傾向があり、制度を活用しにくい環境や意識があること、また

男性職員が育児休業を取得することの機運醸成がまだ十分ではないということが挙げられるのではないかと考えております。また、小中学校と県立学校の取得率の差でございますが、小中学校では児童との関係で特に業務が属人化する傾向があること、また一般的に小中学校は職員の規模が県立学校よりも小さくて、育児休業取得者の業務を代替する職員を確保することがより困難であることなどが挙げられるのではないかと考えております。

今後の話でございますが、子育て応援ハンドブックや、先ほど御紹介した男性育休リーフレットを活用して、制度周知の取り組みを一層推進してまいりたいと考えておりますし、さまざまな機会を通じて積極的な育児休業取得の働きかけ、代替職員の前倒し配置を行うなどしながら、育児休業を取得しやすい環境づくりに努めまして、育児休業を取得することが当たり前となるような職場風土の醸成に引き続き努めてまいります。

○小西和子委員 小中学校の場合、人が足りなくなるから育児休業を取らないでほしいと管理職に言われたりするのです。私がこうだったらいいと思うのは、1カ月ぐらいであれば、なかなか代替の職員は入れられないので、退職者でその職場のことをよく知っている方に幾分かの報酬または給与でお願いする。そういうバックアップも必要だと思うのです。倒れそうにして働いているのに、1人抜けては何だと思えますよね。だから、そこにきちんとサポートする方を入れるということが必要だと思います。

それから、知事部局からも聞いたことがあるのですが、職員が育児休業で抜けた後のサポートがないので、やはり不満たらたらだったりするところもあると聞きます。そこに来てほしい先輩に応援してもらうとか、企業等で行っているような人員が抜けた部署の方々がサポートする分に手当をつけるなどの取り組みがないと、こんなに忙しいのに何だということになりますので、何か考えていただけるといいと思います。ぜひこれは少子化対策にかかわることで、取るだけの育児休業にならないようにきちんとサポートというか、家事、育児もしっかりとやれるようにすることで少子化対策が幾らか上向くのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

○斉藤信委員 一つは、県立盛岡みたけ支援学校高等部への通学バスについて、9月18日に保護者の皆さんと教育長にも今年度の要請を行いました。前向きの回答をいただいたと思いますが、予算も伴うことだと思うし、去年のように3月までずれ込むようなことがないように、検討状況と実現の見通しを示してください。

○最上特別支援教育課長 通学バス運行に係る検討状況についてであります。県内の他の特別支援学校はもとより、県外の状況なども確認した上で対応する人員、学習時程、経費などの課題を整理しながら検討を続けております。現在さまざまな選択肢を立てながら、どの方法であれば課題を解決することができるか模索している状況です。具体的には、バスについて外部委託する方法のほか、学校所有のバスを活用できないか、運転手について外部委託する方法のほか、運転技師兼技術員の活用が可能かどうか、学習時程についてできるだけ変更が生じないようにするための運行ルートの設定ができるかなどの検討を進めているところです。方向性の決定時期につきましては、明確な時期を現在申し上げること

は難しい状況ではありますが、斉藤信委員の御指摘のとおり、通学バスの運行に際しましては経費が課題となっておりますので、今後経費のことも含め、関係部署と確認、協議を行いながら方向性について検討してまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** 県内の支援学校の高等部のバス通学の実態も調査したと思いますけれども、どういう状況ですか。

○**最上特別支援教育課長** 今年度のみたけ支援学校以外の特別支援学校の通学バスの運行状況ですが、15 本分校中 7 校において通学バスの運行を実施しているところです。

○**斉藤信委員** 7 校で通学バス、高等部で実施しているということですから、県立盛岡みたけ支援学校で実現することは、保護者の強い要望もあり、私は早く今年は方向性を示していただきたいと思います。今年度は高等部に 20 人が進学しているのです。52 人中 25 人が保護者の送迎で通学しています。5 人は、就労支援事業などのデイサービスを利用しています。だから、およそ 30 人が保護者の送迎と言ってもいい状況で、ほとんどが生徒のお母さんが送迎しています。お母さん方が送迎をしますと、やはりフルタイムの仕事はできないということと、みたけ支援学校高等部というのは、道路の入り口の狭い場所にあり、お母さん方が運転して校内に入ることが大変な状況なのです。県内 7 校で既に通学バスが導入されていますので、課題がはっきりしていますから、具体的な方策、必要な人員、予算を早く明らかにしてやっていただきたいと思います。予算要求の時期がありますから、もう少し、いつぐらいまでなどあるのだと思います。いつぐらいまでにはっきりさせなくてはならないと受け止めていますか。

○**最上特別支援教育課長** 大変申し訳ありません。具体的な時期につきましては、現在申し上げることは難しい状況でありますので、斉藤信委員の御指摘のとおり、さまざまな課題につきまして関係部署と確認や協議を継続的にしながら、方向性を明確にしていきたいと考えております。

○**斉藤信委員** わかりました。教育長にも直接お願いをした件ですから、今年度は保護者の要望や期待にしっかり応えられるように、ぜひやっていただきたい。

次に、県立博物館の保管場所不足について、新聞報道を見て大変驚きました。保管場所が不足して、冷暖房も効かないようなところに保管をされているとそうです。予算削減の中で、24 時間稼働すべき空調設備が午後 5 時以降は切られているという深刻な報道がありましたが、その実態、改善の方策はどうなっているのでしょうか。

○**佐藤文化財課長** 保管場所不足の実態についてでございますが、県立博物館では部門ごとに定めた収蔵庫に資料を保管しているところでございますが、部門によっては収蔵庫に入り切らない資料が存在しております。中でも総数約 37 万点の資料のうちの約 24 万点を自然史部門の資料が占めており、そのうち約 4,000 点が収蔵庫に入り切らない状況となっているところでございます。

現在収蔵庫に入り切らない資料につきましては、展示室の一角を収蔵スペースに変更し、博物館資料がどのように保管されているかを見せる収蔵の工夫をしているほか、材質的に

厳格な温湿度並びに害虫等の管理が必要とされない岩石などの資料を一定程度選択いたしまして、比較的温湿度の安定した収蔵庫前の通路で保管するなど、収蔵庫以外の場所に移動して、資料への悪影響が発生しないように保管管理をしている状況であります。

続きまして、24 時間の空調設備の稼働についてでございます。空調設備の実態についてでございますけれども、資料を適切な温湿度環境で収蔵保管するため、指定管理業務の基本協定におきまして、適切な温湿度の範囲を仕様書に示して、それに従い、博物館において庫内の湿度を随時モニタリングしながら維持管理をしているところでございます。なお、夜間は人の出入りがなく、温湿度が安定的に推移し、適切な温湿度の範囲を保っていることから、現在は日中のみの空調設備の運転としているところでございます。

○**斉藤信委員** 後半の部分について、新聞報道では予算削減の中だと書かれているのです。そういう側面もあるということですか。それとも夜間は安定しているから、日中と同じ条件で保管されているというように、受け止められるのでしょうか。

○**佐藤文化財課長** そもそも論になりますけれども、24 時間稼働すべきということではなくて、適切な温湿度管理が目標ですので、それにならなければ、状況に応じて安定的なものをできるだけ効率的に選択していくという方法を取った結果がそのような形になっているということが一つございます。

それから、計画の仕様の中に 24 時間という設定がそもそもないということ、予算削減という話でございますけれども、予算は指定管理費の中で、基本的に空調設備の運転点検、保守や維持管理などの業務が含まれる稼働費が含まれておるのですけれども、これにつきましては今から 15 年前の平成 21 年で総額で 1 億 6,500 万円かかっております。令和元年には 1 億 7,900 万円、令和 5 年で 1 億 9,100 万円と若干上がっていますが、ほぼ横ばいもしくは微増という状況の予算になっております。ランニングコストにつきましては、精算経費としておりますので、足りなかった分は後から追加でお支払いするという形にしていますので、予算削減とは結びつかないかと考えております。

○**斉藤信委員** 博物館の職員の受け止めもあると思いますから、その部分の認識の違いはあるのではないかと。収蔵品がどんどんふえているというのも実態でしょうし、それに対応し切れていないというのも実態でしょう。しかし、貴重な県民の財産なので、しっかりした管理をしていただくようお願いをいたします。

最後ですけれども、文部科学省はデジタル教科書の導入をかなり強力に推進しています。しかし、このデジタル教科書の効果は、国際的にも国内的にも全く検証されていないものでありますが、今の実施状況はどうなっているのでしょうか。

○**伊藤学校教育企画監** デジタル教科書の効果でございますけれども、国でデジタル教科書の効果検証に関して実施されていると理解しておりますが、具体的な内容等については、手持ちの資料がございませんので、お答えすることが難しいところでございます。

ただ、デジタル教科書について一般的に言われていることとしては、紙の教科書ですとなかなか難しいもの——例えば理科の実験の様子などを動画で見ることができ、これによ

って実験のやり方を子供たちがすぐに確認することができること、あるいは教科書の記述で気になった部分に関して、インターネット上で解説を紹介できるといった紙の教科書にない拡張性のような部分がデジタル教科書のよい点であると考えています。あるいは、アクセシビリティの観点からも、弱視の子供たちが文字を大きくすることが簡単にできたり、読み上げ機能がついているといったような、障がいにも対応することが可能であるところが一般的な利点としては挙げられるのかと考えております。

○**斉藤信委員** 学校のICT活用と教育効果について、OECDのPISA——学習到達度調査の報告書では、読解力、数学、科学の3分野でコンピューターの利用時間が長いほど学力が低下しているという結果も出ています。導入が早かったスウェーデンやオーストラリアなどでは、既にICT教育の見直しに動き出していますが、日本の場合には遅れて、そしてGIGAスクール構想でデジタル教科書にはとんでもない予算がついており推進するそうです。現場の教師は、紙の教科書の方が効率的で早いし、補充的にデジタル教科書のようなものを活用することは効果的だと述べています。ICT教育について、国際的な報告書もありますけれども、どう受け止めているのでしょうか。

○**伊藤学校教育企画監** 斉藤信委員が御指摘のOECDの報告も含めまして、教育のICT活用に関しては効果があるとか、あるいは効果が限定的である、あるいは効果がないのではないかと、さまざまな学術研究があると承知しております。我が国におけるICT教育、ICTを活用した教育に関しまして、一般論として、ICTを活用することを目的とするべきではなく、あくまで今まで行われてきた日本の学校教育の中で生きる力の育成や、主体的に考えるといったようなところをしっかりとやっていきたいと思いますということが言われています。これは、OECDの報告書でも日本の学校教育の優れた点だと言われております。そういったところをしっかりとICTの力を使いながら、ICTを使った方がより効果的、あるいは先生の負担を軽減でき、効率的なところに関してはICTを使っていきたいと思いますということで進める必要があるのと思っておりますし、そういった形で進めることで子供たちの学力のみならず、生きる力をしっかりと育むことができるのではないかと考えております。

○**小林正信委員** 児童生徒の各種情報をデータで一元管理する校務支援システムについて、2026年度まで全県統一の運用を目指す方針と伺っております。この支援システムの運用について、医療的ケア児の保護者からは大きな期待が寄せられているそうです。例えば児童生徒の情報の共有が容易になるために、進級や転校をしたときに、保護者が毎回子供の体の状況や健康の状況を説明する手間が省けるなど、運用を歓迎されているようです。医療的ケア児の保護者は、特に4月になると、自分の子供はこういう医療的ケアが必要だといろいろな人に説明をしなければならないため、大きな負担になっているそうです。また、何回も説明しているうちに、自分の子供の大事な情報が抜け落ちてしまうこともあるということでございました。しかしながら、このように子供の情報がデータ化されて、誰でも共有できるようになれば、そういう大事な情報が抜け落ちることがなくなり、負担も少な

くなるということで、本当にありがたい取り組みなのだとということをお伺いしていました。

現在医療的ケア児が通う学校においても、この校務支援システムが導入されているところもあるかと思うのですけれども、この情報共有等の活用の状況や現状についてお伺いしたいと思います。

○武蔵教育企画室長 校務支援システムの活用に係る情報共有の状況についてのお尋ねでございます。令和6年4月から運用を開始しております県立一関第一高等学校附属中学校と市町村立の小中、義務教育学校を利用対象としておりますクラウド版統合型校務支援システムにおきましては、転校や進学の際に児童生徒の個々の学習記録や保健記録等のデータをシステム内で引き継ぐことができるものでございます。また、このシステムでは、医療的ケア児なども含め、特別な教育的支援を要する児童生徒一人一人にひもづけて、さまざまな形式で作成したファイルデータを学校間で引き継ぐという機能も有しております。したがって、保護者の皆様から同意を得るなど、適切な取り扱いに留意しつつ、情報共有の方法として利用することを想定しております。

現在このシステムについては、岩手県と11市町村での運用となっております。したがって、ファイルデータの引継ぎ機能に関しては、現在のところまだ限定的な状況となっておりますけれども、今後全ての県内市町村において導入、運用を予定しておりますので、令和8年度の当初に向けて、全ての市町村において運用、活用していただけるように周知を図っていきたいと考えております。

○小林正信委員 先ほどのとおり、11校で13名の医療的ケア児が通学をしているということで、そこに21名の看護師が小学校、中学校に配置されていると伺っております。学校看護師制度が始まったことによって、インクルーシブ教育が大きく進んだものと思いますけれども、さまざまな課題があると伺っております。特に医療的ケア児の毎日の記録をつけたり確認するのが大変だということで、盛岡市の学校ではケアの記録を記入するシートを保護者が作成して、それを看護師に記入してもらうことで医療的ケア児の記録を見返しやすくしているということでありました。医療的ケア児に会ったときに、このときはどうだったのだろうか、3カ月前の体調はどうだったのだろうかと見返すときに、手間がかかってしまい大変だということで、毎日のシートをつくって取り組みを進めているということです。私も実際にその保護者の方からお話を伺いました。このケア記録シートの取り組みは、ほかの医療的ケア児の方もぜひ使っていただきながら、毎日の記録を見返しやすくすることが必要ではないかと思うのですけれども、御所見をお伺いしたいと思います。

○武蔵教育企画室長 ただいま小林正信委員から御提案がございました医療的ケア児に係る情報連絡のためのシートでございますが、現在運用しておりますこの新システム内では、その様式をそのまま引用したシステム機能は、あいにくついておりません。ただ、先ほど説明いたしましたように、特別な教育支援を必要とする児童生徒に関して、個別にファイルデータを共有できるシステムを用意しておりますので、当面はこの事業において情報共有を図ることとしておりますが、御提案いただきました医療的ケア児に特化したシート、

あるいはその様式のシステムの導入については、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

○**小林正信委員** コンピューター内に記録をつけるということをしなくても、紙媒体で、例えば1週間分の記録をつけられるようなものでもいいと思うのです。要するに、後から、今までの医療的ケア児の健康状態がどうだったのかを簡単に見返すことができれば、保護者の方もととても助かると思います。確かに医療的ケア児でもさまざまな医療的ケアの違いがあると思うのですけれども、そういうフォーマットがあれば多分喜ばれるのかと思います。その部分も、ぜひとも検討していただきたいと思います。

岩手県では、医療的ケア児支援センターが令和4年から設置されていまして、保護者や医療的ケア児の相談支援を行っているそうです。医療的ケア児支援センターの体制は、12名で、兼任が9名、専任が3名のうち、医療的ケア児コーディネーターが2名、事務員が1名ということで、県内全ての医療的ケア児とその保護者に十分寄り添った支援ができていくかという点、この人数的な部分でもなかなか大変だというお話も伺っております。例えば先ほど述べた校務支援システム、あるいは医療的ケア児の記録シートなど、学校で行う医療的ケア児と保護者のさまざまな負担を軽くするという点で、支援センターの役割は重要と考えております。教育委員会と医療的ケア児支援センターの連携も大事なのだらうと思いますけれども、この連携の状況はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○**最上特別支援教育課長** 医療的ケア児支援センターと教育委員会との連携状況についてであります。令和5年度から医療的ケア児のための就学、進学説明会を共催で実施しております。保護者や関係機関等が参加し、教育委員会からは早期の相談や学びの場の選択に関すること、医療的ケア児支援センターからは就学における医療的ケア児支援センターの役割に関することをそれぞれ説明し、就学、進学についての理解促進を図っております。

また、県教育委員会で開催している県立学校医療的ケア体制整備事業に係る研修会のグループ協議に参加していただき、学校における医療的ケアの成果と課題を共有するとともに、看護職員に対して医療的ケアに関する助言をいただくなど、看護職員の専門性の向上に対して支援をいただいているところです。今後も学校における医療的ケアの実施についての成果と課題を共有しながら連携を図っていきたいと考えているところです。

○**小林正信委員** 非常に大事な取り組みをされて、連携もされているということでございましたが、そういった説明会やグループ研修も重要だとは思いますが、日常的な連携や支援がこれから必要なのだらうと思います。特に日常的に支援をされているのは学校看護師の皆さんだと思うのですけれども、医療的ケア児の保護者も医療的ケア児も孤立に陥りやすい部分があると思いますので、そういったところに日常的に寄り添えるような支援体制というのをもっと充実されてしかるべきなのではないかと思います。その部分を含めた連携も、今後ぜひとも充実をさせていただきたいということをお願いいたしまして、終わりたいと思います。

○**上原康樹委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 ほかになければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。

教育委員会の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、ふるさと振興部関係の議案の審査を行います。議案第2号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち、ふるさと振興部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○松本理事兼副部長兼ふるさと振興企画室長 議案第2号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第4号）中、ふるさと振興部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その2）の10ページをごらん願います。ふるさと振興部関係の補正予算額は、10款教育費、9項私立学校費の3,183万円の増額でございます。

補正予算の主な内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算に関する説明書の60ページをごらん願います。10款教育費、9項私立学校費、1目私立学校費、説明欄2番目の奨学のための給付金支給事業費は、低所得者世帯における私立高等学校等の授業料以外の教育費負担を軽減するための給付金について、令和6年度分の個人住民税の定額減税の実施に伴い、給付対象者の増加が見込まれるため、増加見込み分を補正しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○上原康樹委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○斉藤信委員 定額減税によって非課税になり、今度の奨学給付金の対象になる。今回対象になる人数とこれまでの対象人数を示してください。

○安齊学事振興課総括課長 奨学のための給付金の補正の見込みでございますけれども、当初予算においては1,133人の給付を予定しております。定額減税の影響を推計したところ、210名増の計で1,343人の給付を見込んでいるところでございます。

○上原康樹委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○**斉藤信委員** 県立大学の就職状況と県内就職状況について、学部ごとに示してください。

○**安齊学事振興課総括課長** 県立大学の学部ごとの就職状況でございます。4大学部では、看護学部が11年連続で100%、社会福祉学部が95.7%、ソフトウェア情報学部が97.0%、総合政策学部が98.1%となっておりまして、4大学部の計では97.6%となっております。短期大学部では、盛岡短期大学部が98.6%、そして宮古短期大学部が97.3%となっております。

○**斉藤信委員** 県内就職率を示してください。

○**安齊学事振興課総括課長** 県内の就職状況を申し上げます。4大学部については、看護学部が県外が66.3%、県内が33.7%、社会福祉学部が県外52.2%、県内47.8%、ソフトウェア情報学部が県外74.6%、県内25.4%、総合政策学部が県外49.5%、県内50.5%となっており、4大学部の計では県外が61.7%、県内が38.3%となっております。短期大学部では、盛岡短期大学部が県外44.4%、県内55.6%、そして宮古短期大学部が県外43.1%、県内56.9%となっております。

○**斉藤信委員** 県立大学としては、残念ながら県内就職率が前年度と比べて低くなっている。4大学で見ると、昨年度は42.5%だったのが今回は38.3%。特に私が危惧するのは、看護学部です。県内就職率が33.7%なのです。去年が42%でしたから、8%ぐらい大幅に減っている。看護学部で県内就職率が大幅に減少した理由は何でしょうか。

○**安齊学事振興課総括課長** 県内就職率が下がってきた要因でございますけれども、全般を通してとも言えるところでございますが、まず一つとしては新型コロナウイルス感染症の行動制限撤廃による県外への就職活動の活発化、またオンライン選考の普及による県外の就職活動が以前より容易になったこと、そして看護学部もですが、首都圏の有効求人倍率が高水準で維持しておりまして、県外からの求人が増加している一方、県内からの求人が微増にとどまっていることが要因だと考えております。

○**斉藤信委員** 県内の求人が減っているということは意外なのですけれども、看護職員の確保計画もあって、岩手県はどんどんふやしていくという計画になっている。この看護学部が県内就職率を高める方策を、県立大学としてはどのように検討しているのでしょうか。

○**安齊学事振興課総括課長** 県立大学では、看護学部に関係しますけれども、いわて高等教育地域連携プラットフォームなどで、医療機関等と連携した就職に向けた情報交換会であったり、そのようなものに取り組んでいるところでございまして、そういったところに注力しているところでございます。そのほかに全般的な取り組みとしても、合同企業説明会など、1年生から3年生を対象とした県内の企業に関する理解を深めるセミナーやインターンシップ等を強化しているところでございます。

○**斉藤信委員** 辛うじて総合政策学部が50.5%で5割を超え、他の学部は全部5割を割っている。この中で、県立大学として岩手県の貴重な人材を輩出するという意味で、企業、看護学部でいえば病院との連携をもっと連携を強化して、その他の学部も含めて県内就職

率を高める。学生数が減っている中で率が下がりますから、これは本当に大変なことなのです。そのため、本当にこれは県の行政、大学、企業、病院と連携を強めてやっていただきたい。今年の方策が何かあるでしょうか。

○安齊学事振興課総括課長 産官学で構成する高等教育プラットフォームとして、高等教育人材県内定着ワーキンググループを設置して、さまざま取り組みを行っているところでございます。看護に限らずでございますけれども、そういったところと県内企業と大学等高等機関と支援担当者との交流会なども実施して、マッチング支援をしているところでございます。また、就職活動の早期化に対応するために、さまざまな就職活動の支援についても早期化する、また複数回開催するなどの取り組みをしているところでございます。

○上原康樹委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 ほかになければ、これをもってふるさと振興部関係の審査を終わります。

ふるさと振興部の皆様は御苦労さまでした。

次に、教育委員会関係の議案第 17 号について、執行部からの説明が不十分であることから、10 月 24 日木曜日に当委員会を開催し、執行部から説明を受けた後に改めて審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

なお、開催時間につきましては、改めて事務局からお知らせいたしますので、御了承ください。

また、今回、継続審査と決定いたしました請願陳情 1 件につきましては、別途、議長に対し、閉会中の継続審査の申し出を行うこととしますので、御了承願います。

なお、連絡事項でございますが、当委員会の 11 月の県外調査につきましては、11 月 5 日から 7 日まで 2 泊 3 日の日程で実施いたします。追って通知いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。